

第3期

豊能町子ども・子育て支援事業計画

とよの すくすくプラン



令和7年3月

豊 能 町

ごあいさつ

近年の子育て環境は、個人の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、変化し続けており、以前にも増して、地域における妊娠、出産及び子育てへの切れ目のない支援の充実が求められています。特に昨今では、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大や待機児童の解消等が課題となっております。

本町では、人口減少及び少子高齢化が進行している中で、就学前児童数も減少していますが、減少傾向は緩やかです。子育て世帯の転入状況などから、子育てのまちとして一定の評価を受けているところです。

こうした中、本町では平成26年度に策定した「豊能町子ども・子育て支援事業計画」（第1期：平成27年度～令和元年度）の進捗状況を検証し、子育て世帯が安心して子育てができる体制を整えてきました。そして、「第2期 豊能町子ども・子育て支援事業計画」（第2期：令和2年度～令和6年度）では、第1期計画を踏襲しながら、豊能町の子どもとその保護者が豊能町で幸せに暮らし続けていける環境づくりを展開してきました。この度、現計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、「地域で育て、地域で育つ、子どもと子育て家庭を大切にするまちとよの」を基本理念として、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期 豊能町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後もこの計画を着実に実行に移し、安心して子育てできる環境づくりや若年層の定住化につながる施策を実施することにより、豊能町の未来を支える子どもの育成を図ってまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました「豊能町子ども・子育て審議会」の委員の皆さまをはじめ、「子ども・子育てに関するアンケート調査」、「パブリックコメント」などに御協力いただきました全ての方々に厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

豊能町長 上浦 登

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画策定体制と経過	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況・課題	5
1. 既存・統計データからみる状況	5
2. 教育・保育施設の現状	10
3. 子育てに関するアンケート調査からみる子ども・子育て世帯の状況	12
4. 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と今後の課題	27
第3章 計画の基本的な考え方	36
1. 基本理念	36
2. 基本方向	37
3. 施策の体系	38
第4章 基本方向ごとの具体的な取り組み	39
基本方向1 子どもを安心して育てるための支援	39
基本方向2 子どもが生きる力を育みすこやかに育つための支援	42
基本方向3 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり	47
基本方向4 配慮を必要とする子どもと子育て家庭へのきめ細やかな支援	50
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	53
1. 教育・保育提供区域の設定	53
2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出等について	53
3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制等	56
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等	58
5. 教育・保育の一体的提供の推進に関する体制の確保	75
6. 公私連携幼保連携型認定こども園の設置	75
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	75
第6章 計画の進行管理	76
1. 施策の推進・進捗管理体制等の充実	76
2. 住民や地域、関係機関・団体等との連携	76
3. 国・府等との連携	76
資料編	77
1. 豊能町子ども・子育て審議会条例	77

2. 豊能町子ども・子育て審議会規則	78
3. 豊能町子ども・子育て審議会審議経過	79
4. 豊能町子ども・子育て審議会委員名簿	80

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

わが国の少子化は急速に進行し、令和5年の全国の合計特殊出生率は1.20、大阪府はそれを下回る1.19となっています。個人の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育ての環境は変化し続けており、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援の充実が求められています。特に近年では、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大や待機児童の解消等が喫緊の課題となっています。

こうした状況のもと、こども基本法が令和5年4月1日に施行されました。この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的にしています。

また、国においては、こども政策を推進する体制を強化するため令和5年4月に「こども家庭庁」を創設し、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護といった、こどもの最善の利益を考えた社会を目指す司令塔として、こどもに係る政策課題に取り組んでいます。

少子化対策として制定された「次世代育成支援対策推進法」は、当初平成17年4月から10年間の時限立法として制定されましたが、その後令和7年3月まで延長、さらに令和6年に令和17年3月まで延長されました。この法律では、少子化に対する取り組みや男女とも仕事と子育てを両立できる職場を目指し、積極的な取り組みが進められてきました。

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、国の基本指針が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

- 子育て世帯に対する包括的な支援のため、支援を要する児童や子育て世帯等に対して訪問支援等を行う家庭支援の事業の創設・支援内容の拡充を行い、併せて市町村がその利用勧奨や措置を必要に応じて行うこと
 - ① 新規3事業(子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業)や拡充した事業を含む家庭支援事業について、所要の改正を行う。
 - ② 家庭支援事業の量の見込み方を設定する際、利用勧奨・措置により提供する事業量も勘案すべき旨規定する。
- 市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)において地域子育て相談機関の整備に努めること
 - ① 市町村はこども家庭センターの設置及び地域子育て相談機関の整備に努めることを規定する。
 - ② こども家庭センターを中心とした、地域子育て相談機関を始めとする関係機関の連携について規定する。
 - ③ こども家庭センターでは、必要な場合にサポートプランを作成するなどして、家庭支援事業等の適切な支援につなげることを規定する。

また、大阪府では、平成 22 年 3 月に策定した次世代育成支援行動計画にあたる「こども・未来プラン」後期計画の理念を継承しつつ、「子ども・子育て支援新制度」にも対応した計画として、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間を見据えた「大阪府子ども総合計画(本体計画)」が策定されました。また、令和 2 年 3 月末の中間見直しで、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画や、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画等にあたる事業計画の 5 年の計画期間が満了するため、新たに後期計画が策定されています。

豊能町では、平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成 26 年度に「豊能町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定し、教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制を整備してきました。

第2期計画では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、妊娠、出産期から子育て期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもがすこやかに育ち、社会の一員として成長することができる環境づくりにも取り組んできました。

しかし、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などが進んでおり、家庭の子育て力や地域社会の子育て力の低下が依然として課題となっています。また、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方も多様化しており、保護者がどのように子育てし、働き、暮らしていきたいのかといった子育て世帯、保護者一人ひとりの視点に立った子育て支援が必要となっています。

このような状況を踏まえ、令和6年度に計画期間が終了する「第2期計画」を検証し、引き続き、教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めるとともに、豊能町の子どもとその保護者が、豊能町で幸せに暮らし続けていくための環境づくりを継続的かつ積極的に展開していくため、「第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

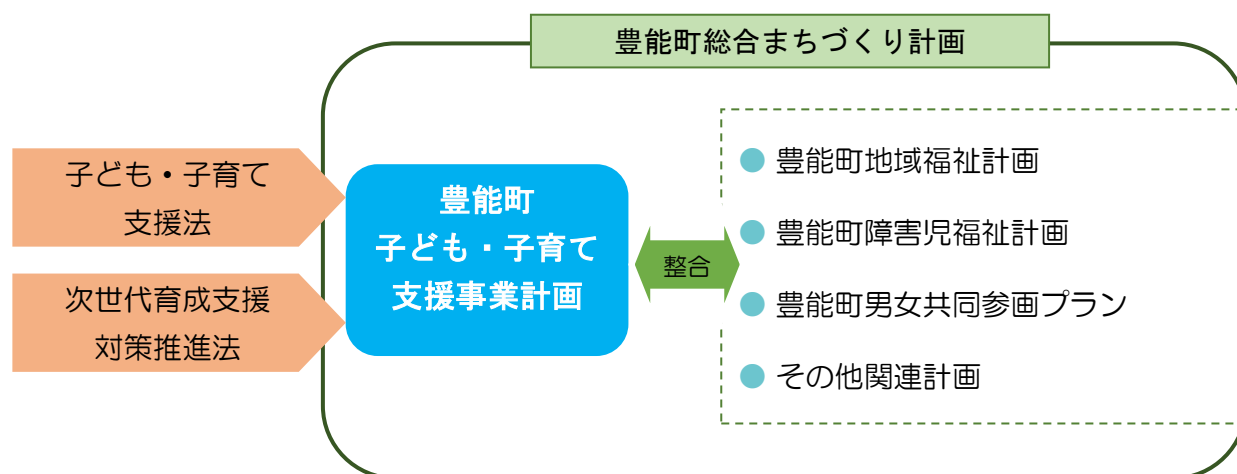
2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画(第3期)」であり、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、住民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進する計画です。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものです。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、豊能町総合まちづくり計画をはじめ、豊能町地域福祉計画や豊能町障害児福祉計画、男女共同参画プランをはじめとした他の計画などとの整合を図ります。



3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。ただし、量の見込みや確保方策などに変更の必要が生じた場合は、計画期間内であっても必要に応じて計画を見直すこととします。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期計画		第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画				
			必要に応じて計画の見直し			

4. 計画策定体制と経過

1) 子育てに関するアンケート調査の実施

本計画を策定するにあたっては、子育て中の保護者の現状や意見・ニーズなどを的確に反映するため、豊能町在住の0～6歳までの(就学前児童)の保護者、令和6年4月～令和7年3月に出産予定の妊婦及び豊能町在住の6～12歳まで(小学生)の保護者を対象として、令和6年4月に「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

2) 「豊能町子ども・子育て審議会」による審議

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者等で構成する「豊能町子ども・子育て審議会」を設置し、計画の内容について審議しました。

3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を役場の窓口やホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

実施期間 令和6年12月25日(水)～令和7年1月24日(金)

募集方法 持参、郵送、FAX、電子メール、オンライン回答

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況・課題

1. 既存・統計データからみる状況

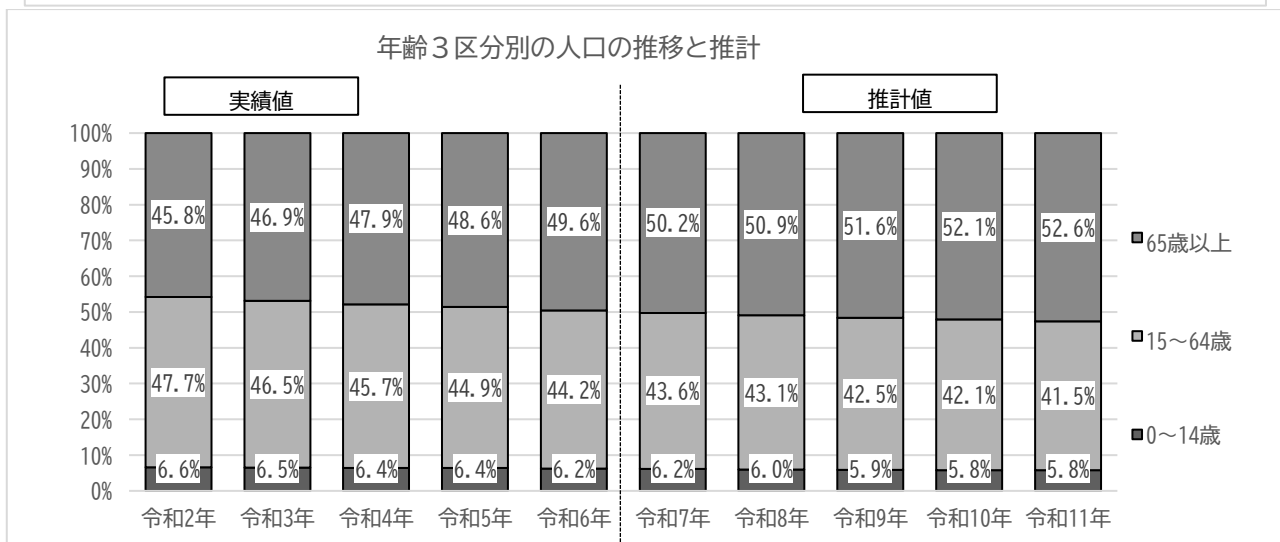
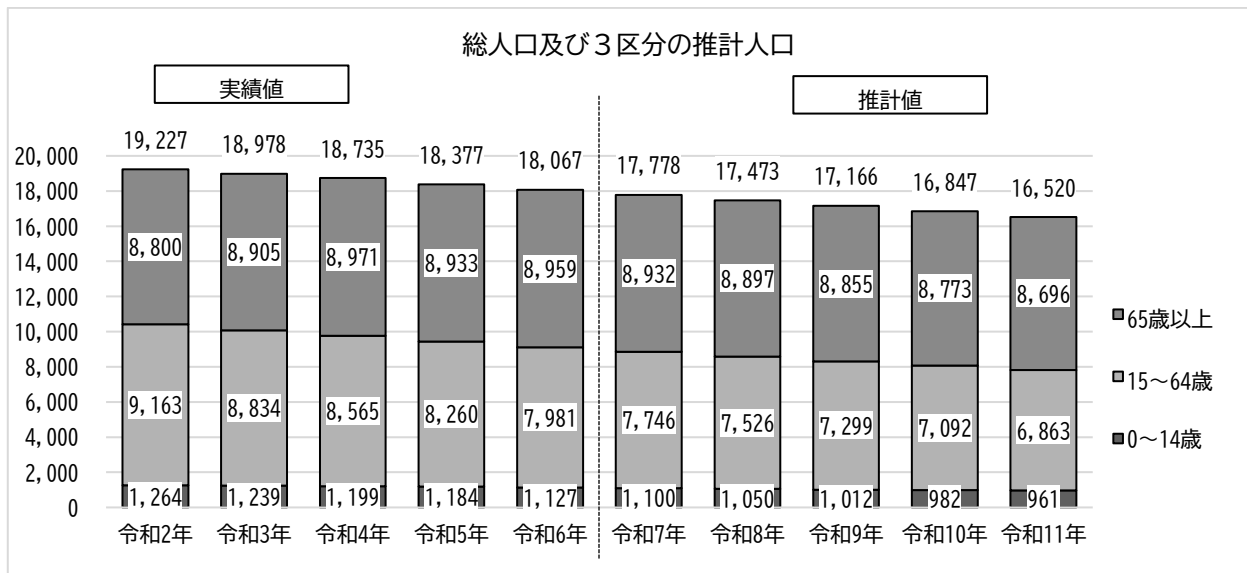
1)人口等の動向

(1)人口の推移と推計

本町の総人口は減少傾向にあります。総人口の推計をみると、令和7年の 17,778 人から令和11年の 16,520 人へと、減少が続くとみられます。

また、年齢3区分別でみると、年少人口(0～14 歳)と生産年齢人口(15～64 歳)は減少傾向にあり、今後とも減少していくとされています。一方で、老年人口(65 歳以上)は令和 4 年までは増加傾向にあり、令和 6 年以降は減少に転じますが、令和 7 年以降は総人口の 50%を上回るものと見られます。

【年齢3区分別の人口の推移と推計(豊能町)】

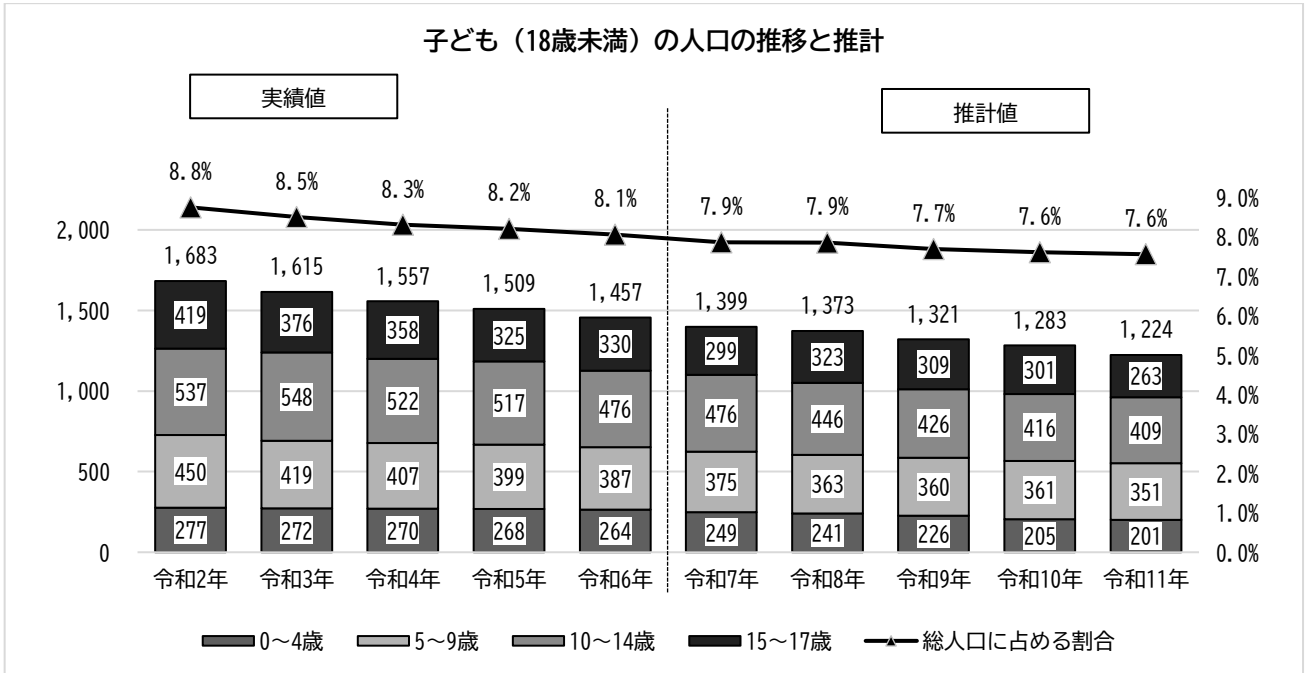


(実績値は住民基本台帳による各年4月1日現在)

(2)子どもの人口の推移と推計

本町の子ども(18歳未満)の人口は、令和2年に1,683人でしたが、本計画の最終計画年に当たる令和11年には1,224人となり、10年間で459人減少すると推計されています。

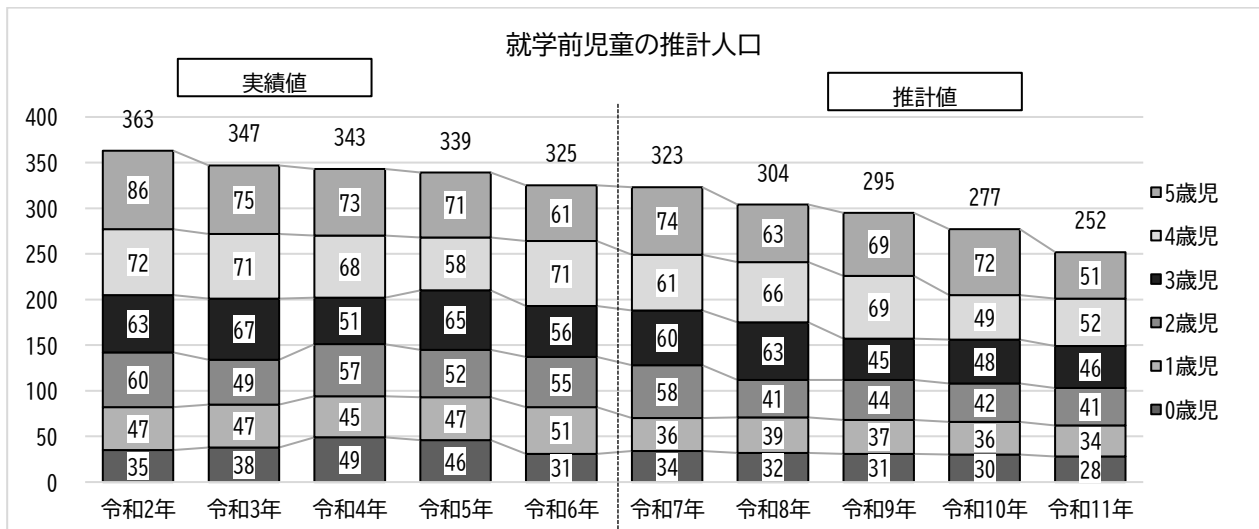
また、総人口に占める子どもの人口の割合も、子どもの人口の減少に伴って減少傾向にあり、令和2年に8.8%でしたが、令和11年には7.6%まで減少すると推計されています。



(実績値は住民基本台帳による各年4月1日現在)

(3)就学前児童数の推移と推計

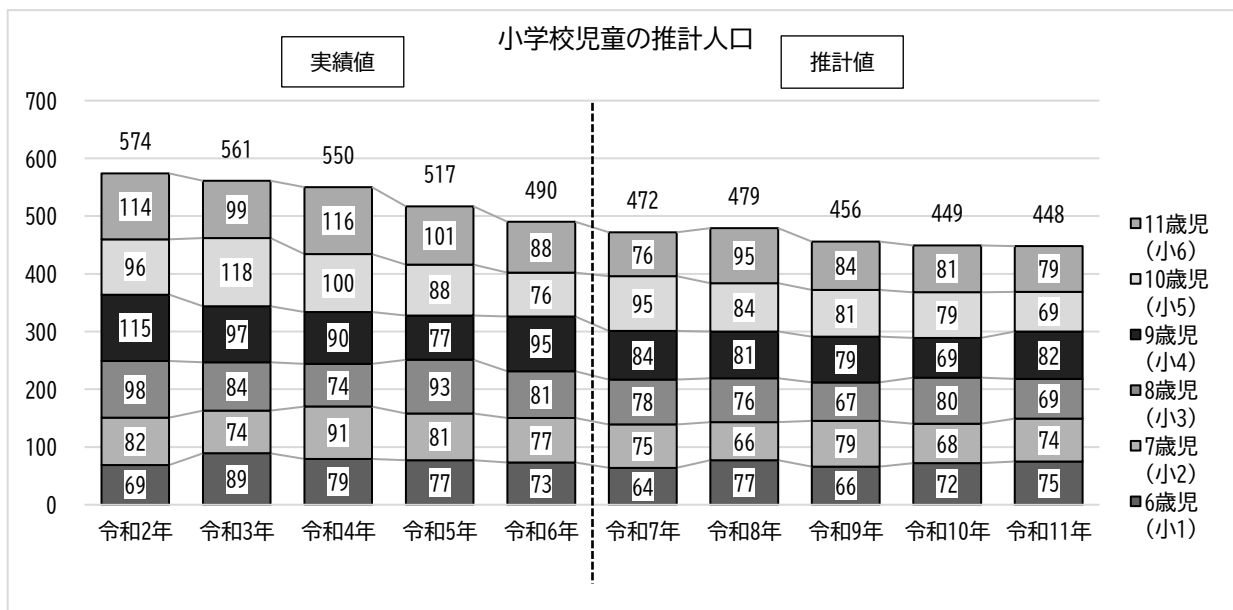
本町の就学前児童数は、令和2年は363人でしたが、令和6年には325人となり、38人減少しています。今後も減少がつづき、令和11年には252人になると推計されています。



(実績値は住民基本台帳による各年4月1日現在)

(4) 小学校児童数の推移と推計

6歳から11歳までの小学校児童の推計人口をみると、令和6年までは漸減傾向にありますが、令和7年の472人から令和11年の448人へと、ほぼ横ばいの傾向が続くとみられます。



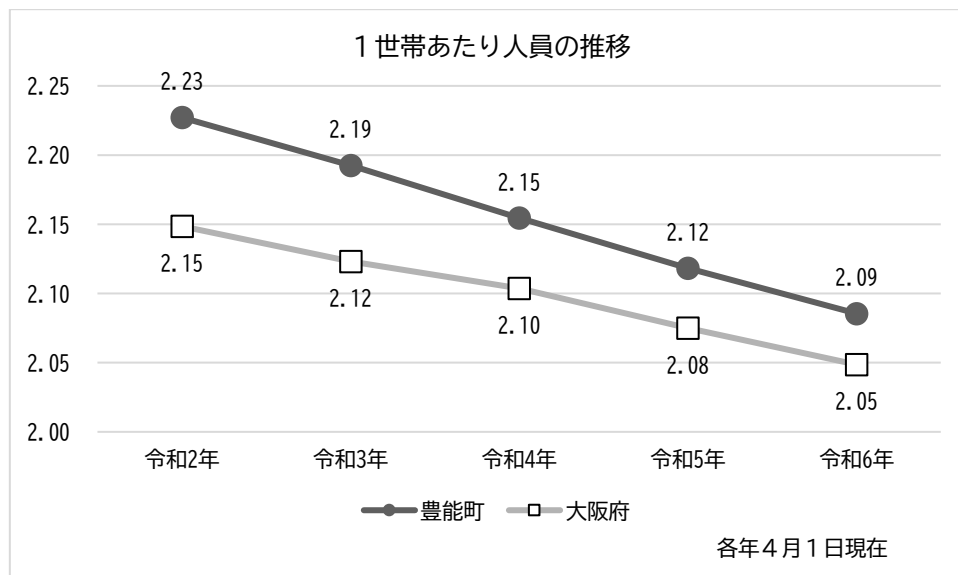
(参考) 11歳以下の人口データ

		実績値(住民基本台帳、各年4月1日現在)					推計値				
	年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
就学前児童	0歳	35	38	49	46	31	34	32	31	30	28
	1歳	47	47	45	47	51	36	39	37	36	34
	2歳	60	49	57	52	55	58	41	44	42	41
	3歳	63	67	51	65	56	60	63	45	48	46
	4歳	72	71	68	58	71	61	66	69	49	52
	5歳	86	75	73	71	61	74	63	69	72	51
	計	363	347	343	339	325	323	304	295	277	252
就学児童	6歳(小1)	69	89	79	77	73	64	77	66	72	75
	7歳(小2)	82	74	91	81	77	75	66	79	68	74
	8歳(小3)	98	84	74	93	81	78	76	67	80	69
	9歳(小4)	115	97	90	77	95	84	81	79	69	82
	10歳(小5)	96	118	100	88	76	95	84	81	79	69
	11歳(小6)	114	99	116	101	88	76	95	84	81	79
	計	574	561	550	517	490	472	479	456	449	448

2)世帯の動向

(1)1世帯あたり人員の推移

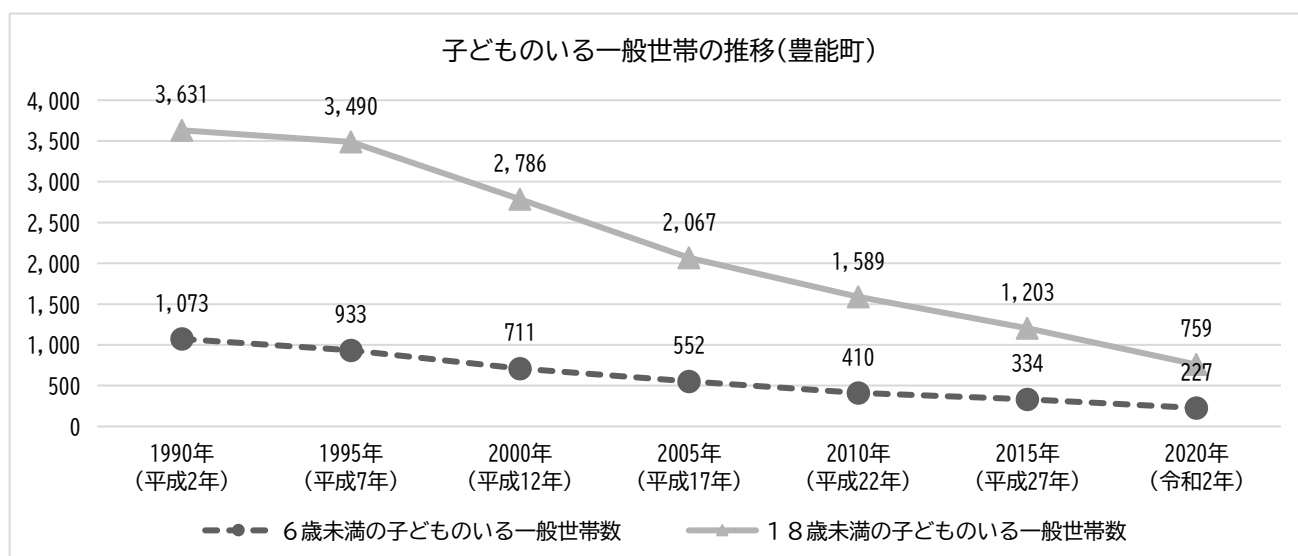
本町の1世帯あたり人員は、大阪府に比べて高い水準で推移していますが、年々減少にあり、令和6年には2.09 人となり、世帯規模の縮小、核家族化が進んでいることがわかります。



(2)子どものいる一般世帯数の推移

本町の6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数はともに減少しています。

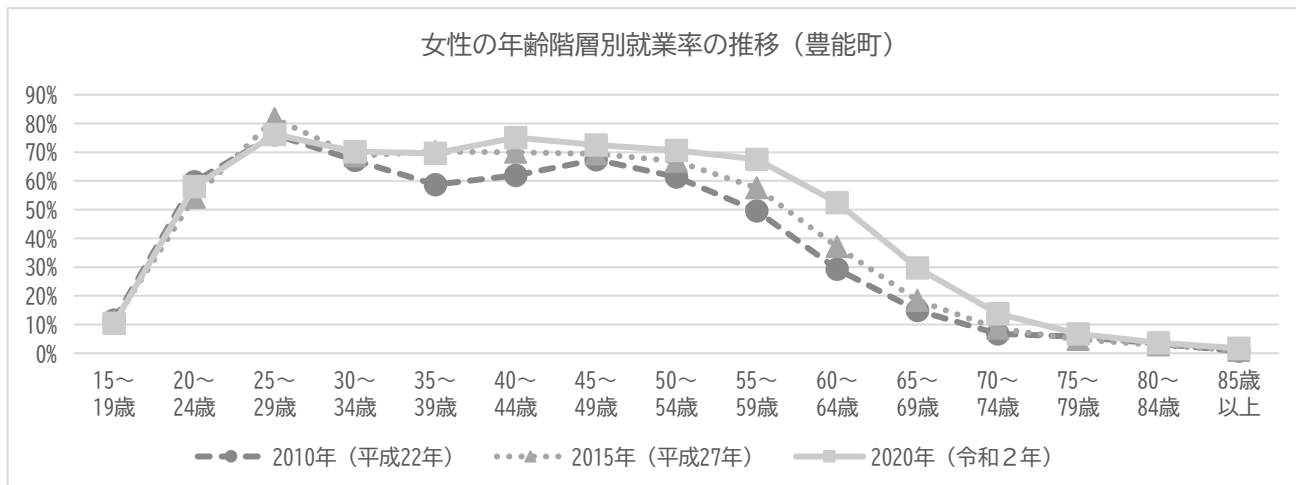
平成2年から令和2年にかけて、6歳未満の子どものいる一般世帯数は 846 世帯、18歳未満の子どものいる一般世帯数は 2,872 世帯の減少がみられます。



資料：国勢調査

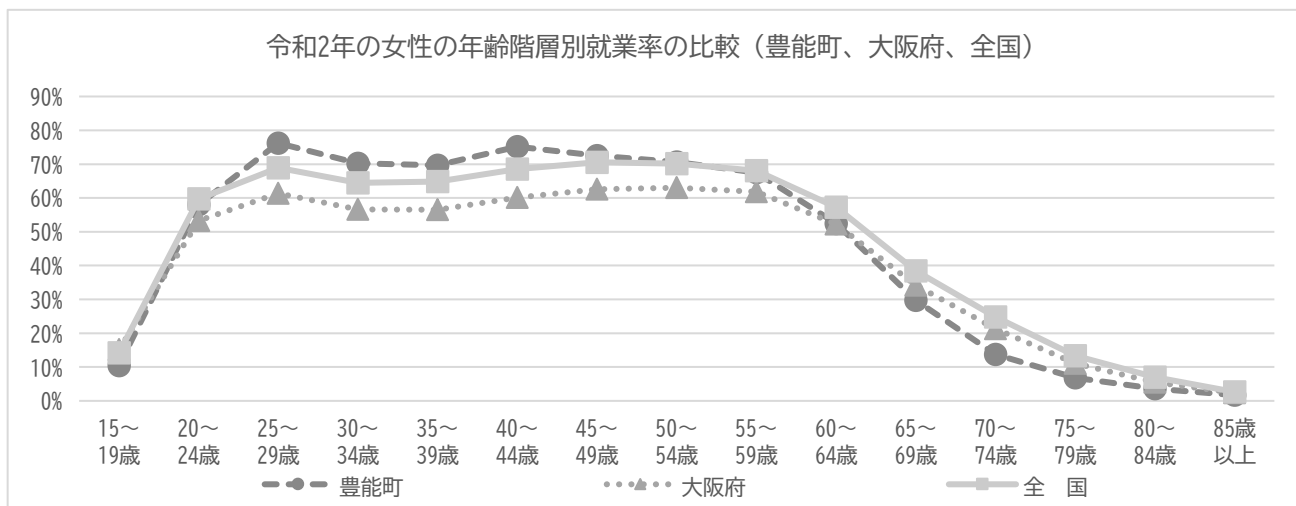
3)働く女性の動向

本町の女性の年齢階級別就業率の推移をみると、平成 22 年から令和2年の 10 年間で、30 歳代後半から 60 歳代で就業率が増加しており、特に、60 歳代前半では 20 ポイント以上増加しています。



資料：国勢調査

令和 2 年の女性の年齢階級別就業率について、20 歳代後半から 40 歳代前半では、大阪府と全国と比べて高くなっており、60 歳以降では低くなっています。



資料：国勢調査

2. 教育・保育施設の現状

1) 保育所・認定こども園(2号認定(保育)・3号認定)の児童数の推移

本町の保育所・認定こども園(2号認定(保育)・3号認定)の児童数は減少傾向にあり、令和6年度で 148 人となっています。

【保育所・認定こども園(2号認定(保育)・3号認定)の児童数の推移】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0歳児	11	14	15	11	11
1歳児	20	18	22	19	20
2歳児	34	22	29	26	25
3歳児	27	36	24	30	32
4歳児	29	32	39	28	33
5歳児	35	30	34	40	27
合計	156	152	163	154	148

資料：こども育成課（各年度 3 月 1 日現在）

2) 幼稚園・認定こども園(1号認定・2号認定(教育))の児童数の推移

本町の幼稚園・認定こども園(1号認定・2号認定(教育))の児童数は減少傾向にあり、令和6年度で 80 人となっています。

【幼稚園・認定こども園(1号認定・2号認定(教育))の児童数の推移】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
3歳児	32	25	25	29	18
4歳児	39	34	25	27	32
5歳児	44	41	37	26	30
合計	115	100	87	82	80

資料：こども育成課（各年度 3 月 1 日現在）

3)小学校の児童数の推移

本町の小学校の児童数は減少傾向にあり、令和 6 年度で 485 人となっています。

【小学校の児童数の推移】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学1年生	70	88	78	78	73
小学2年生	81	72	91	79	78
小学3年生	95	87	74	94	79
小学4年生	113	95	87	73	95
小学5年生	96	112	96	86	74
小学6年生	111	99	112	96	86
合計	566	553	538	506	485

資料：こども育成課（各年度 3 月 1 日現在）

3. 子育てに関するアンケート調査からみる子ども・子育て世帯の状況

1) 調査の概要

(1)調査の目的

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって、子育てをされているご家庭の現状・ニーズを把握するために調査を実施しました。

(2)調査の対象、調査方法、調査期間、回収状況

	就学前児童	小学生
対象	豊能町在住の0～6歳までの(就学前児童)の保護者と令和6年4月～令和7年3月に出産予定の妊婦	豊能町在住の6～12歳まで(小学生)の保護者
調査方法	幼稚園、保育所、認定こども園、小学校にて配布及び郵送による配布回収	
調査期間	令和6年4月9日(火)～4月26日(金)	
配布数	253 部	371 部
有効回収数	172 部	266 部
有効回収率	68.0%	71.7%

(3)調査データの表示

■グラフに付加されている「N」は質問に対する回答者数です。

■結果数値(%)は小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならないことがあります。

■複数回答の場合、回答者数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が100%を超えます。

■前回調査は、平成31年3月8日～3月22日に実施しました。

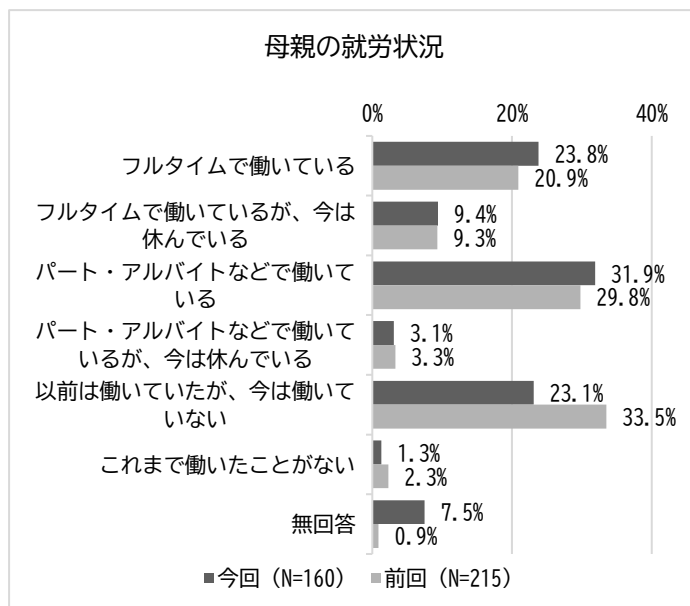
2)調査の結果(抜粋)

(1)子どもと保護者・家庭の状況

①母親の就労状況(就学前児童)

「パート・アルバイトなどで働いている」が31.9%で最も多く、次いで「フルタイムで働いている」が23.8%、「以前は働いていたが、今は働いていない」が23.1%となっています。

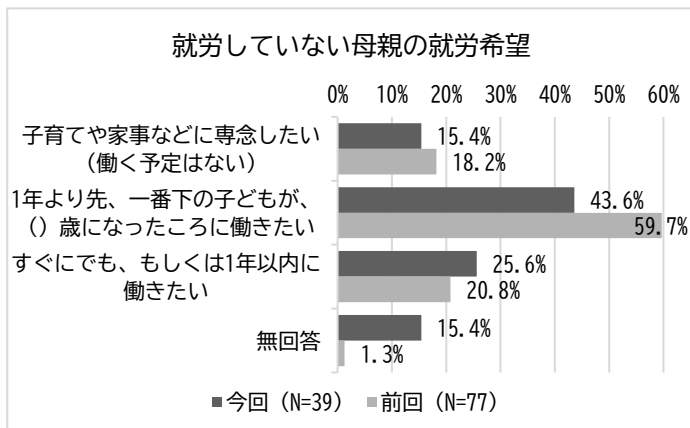
前回と比較すると、「フルタイムで働いている」が2.9ポイント、「パート・アルバイトなどで働いている」が2.1ポイント増加し、「以前は働いていたが、今は働いていない」が10.4ポイント減少しています。



②現在就労していない母親の就労希望(就学前児童)

「1年より先、一番下の子どもが、()歳になったところに働きたい」が43.6%で最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が25.6%、「子育てや家事などに専念したい(働く予定はない)」が15.4%となっています。

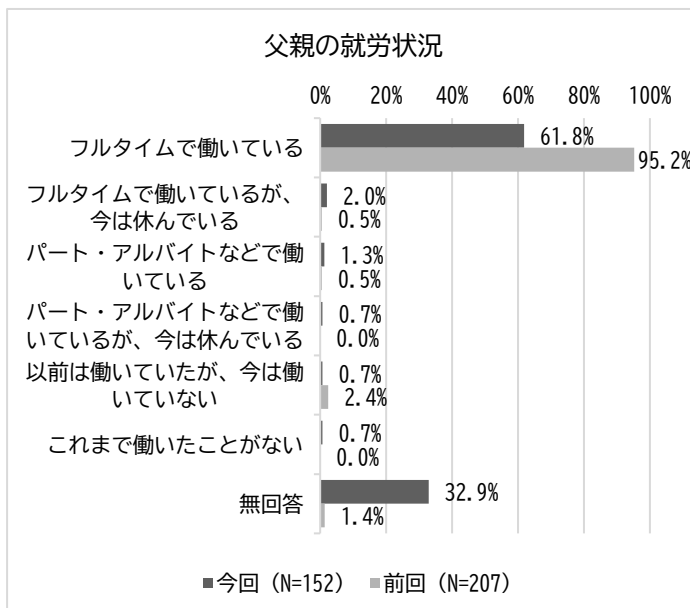
前回と比較すると、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が4.8ポイント増加し、1年より先、一番下の子どもが、()歳になったところに働きたい」が16.1ポイント減少していますが「無回答」が14.1ポイント増加しており、単純比較はできません。



③父親の就労状況(就学前児童)

「フルタイムで働いている」が61.8%で最も多く、次いで「フルタイムで働いているが、今は休んでいる(育休・介護休業中)」が2.0%、「パート・アルバイトなどで働いている」が1.3%となっています。

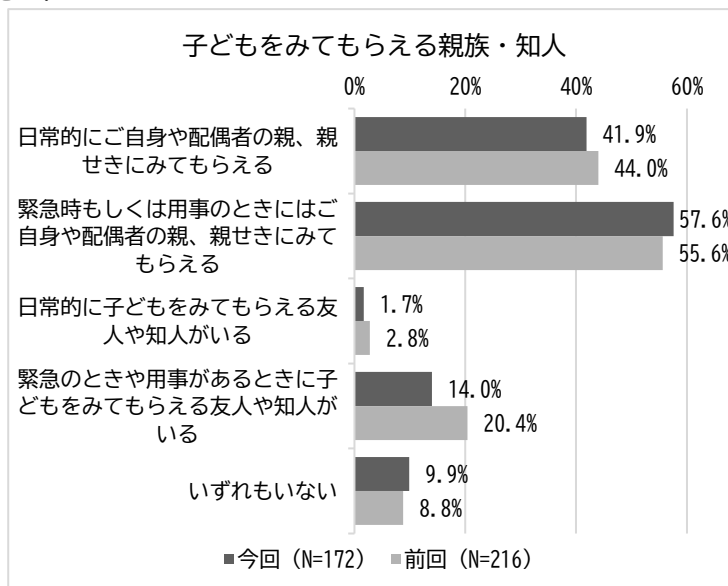
前回と比較すると、「フルタイムで働いている」が33.4ポイント減少していますが、「無回答」が31.5ポイント増加しており、単純比較はできません。



④子どもをみてもらえる親族・知人(就学前児童)

「緊急時もしくは用事のときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が57.6%で最も多く、次いで「日常のご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が41.9%、「緊急のときや用事があるときに子どもをみてもらえる友人や知人がいる」が14.0%となっています。

前回と比較すると、「緊急時もしくは用事のときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が2.0ポイント増加し、「緊急のときや用事があるときに子どもをみてもらえる友人や知人がいる」が6.4ポイント減少しています。

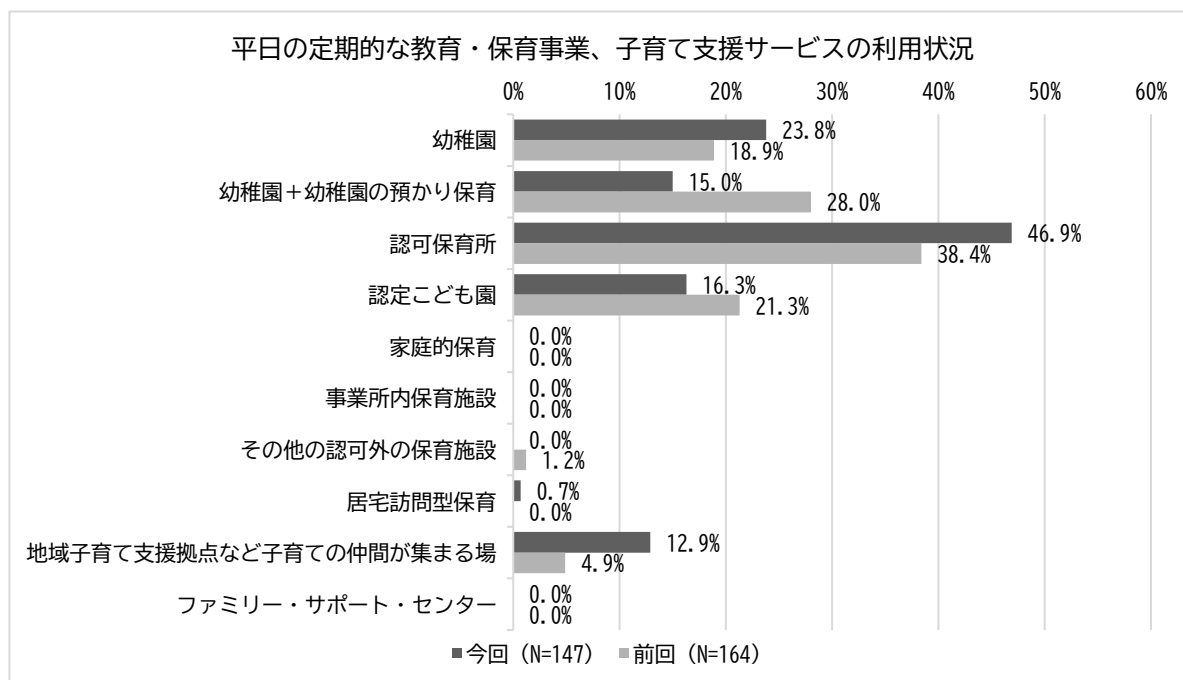


(2)平日の定期的な教育・保育事業、子育て支援サービスの利用状況・利用意向

①平日の定期的な教育・保育事業、子育て支援サービスの利用状況(就学前児童)

「認可保育所(町役場に申し込んで入る公立保育所や私立保育園で定員20人以上のもの)」が46.9%で最も多く、次いで「幼稚園(通常の就園時間利用)」が23.8%、「認定こども園(施設の中に幼稚園と保育所がある施設)」が16.3%となっています。

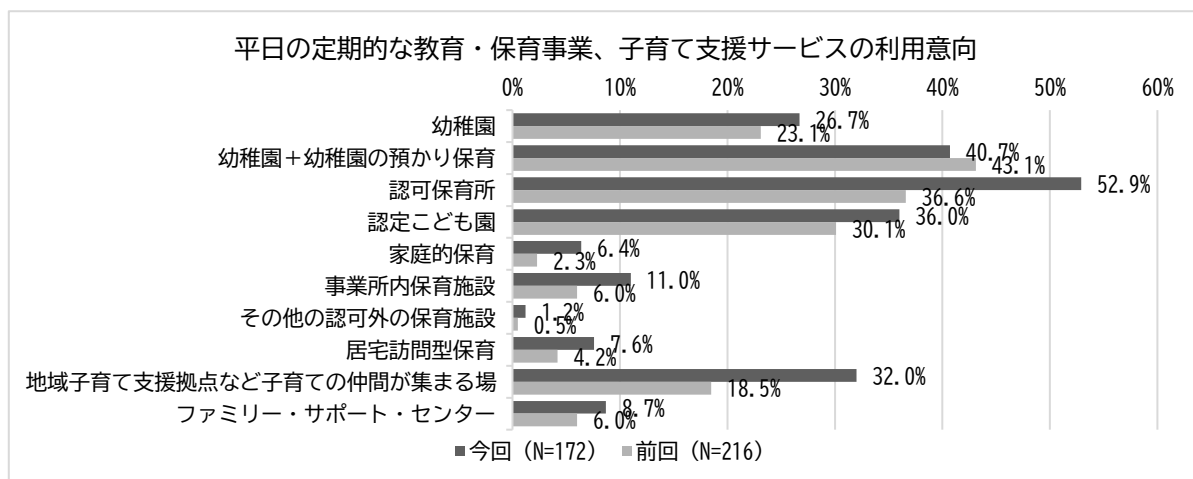
前回と比較すると、「認可保育所」が8.5ポイント、「地域子育て支援拠点など子育ての仲間が集まる場」が8.0ポイント増加し、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が13.0ポイント、「認定こども園」が5.0ポイント減少しています。



②平日の定期的な教育・保育事業、子育て支援サービスの利用意向(就学前児童)

「認可保育所(町役場に申し込んで入る公立保育所や私立保育園で定員 20 人以上のもの)」が 52.9%で最も多く、次いで「幼稚園+幼稚園の預かり保育(通常の就園時間に利用し、さらに時間を延長して、定期的に預かり保育を利用している)」が 40.7%、「認定こども園(施設の中に幼稚園と保育所がある施設)」が 36.0%となっています。

前回と比較すると、「認可保育所」が 16.3 ポイント、「地域子育て支援拠点など子育ての仲間が集まる場」が 13.5 ポイント増加しています。

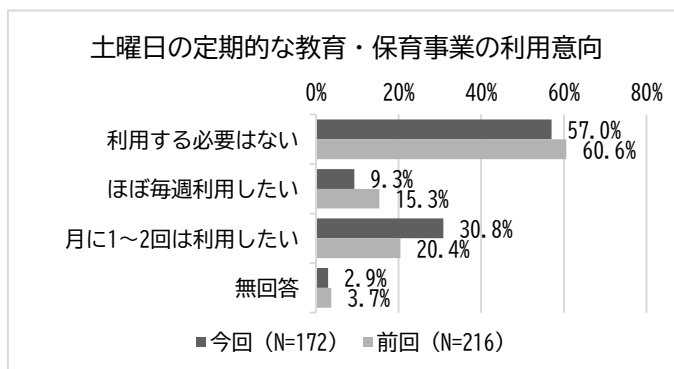


(3)土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向

①土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向(就学前児童)

「利用する必要はない」が 57.0%で最も多く、次いで「月に 1~2 回は利用したい」が 30.8%、「ほぼ毎週利用したい」が 9.3%となっています。

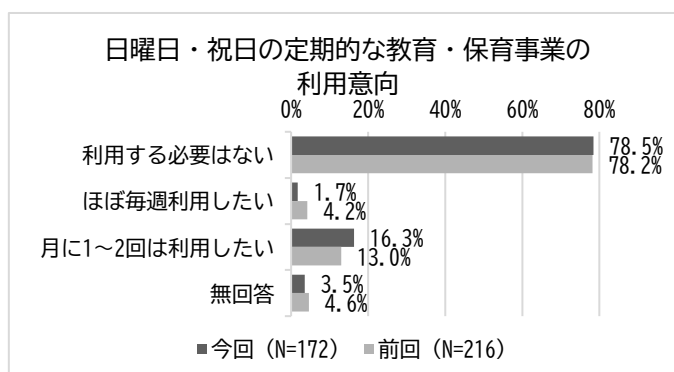
前回と比較すると、「月に 1~2 回は利用したい」が 10.4 ポイント増加し、「ほぼ毎週利用したい」が 6.0 ポイント減少しています。



②日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向(就学前児童)

「利用する必要はない」が 78.5%で最も多く、次いで「月に 1~2 回は利用したい」が 16.3%、「ほぼ毎週利用したい」が 1.7%となっています。

前回と比較すると、「月に 1~2 回は利用したい」が 3.3 ポイント増加し、「ほぼ毎週利用したい」が 2.5 ポイント減少しています。

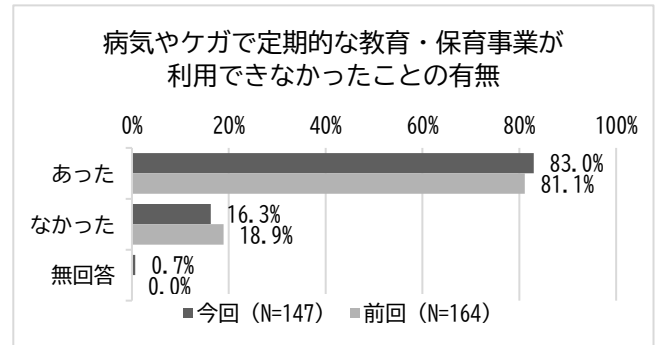


(4)一時預かり等の短時間サービスについて

①病気やケガで定期的な教育・保育事業が利用できなかったことの有無と対応策(就学前児童)

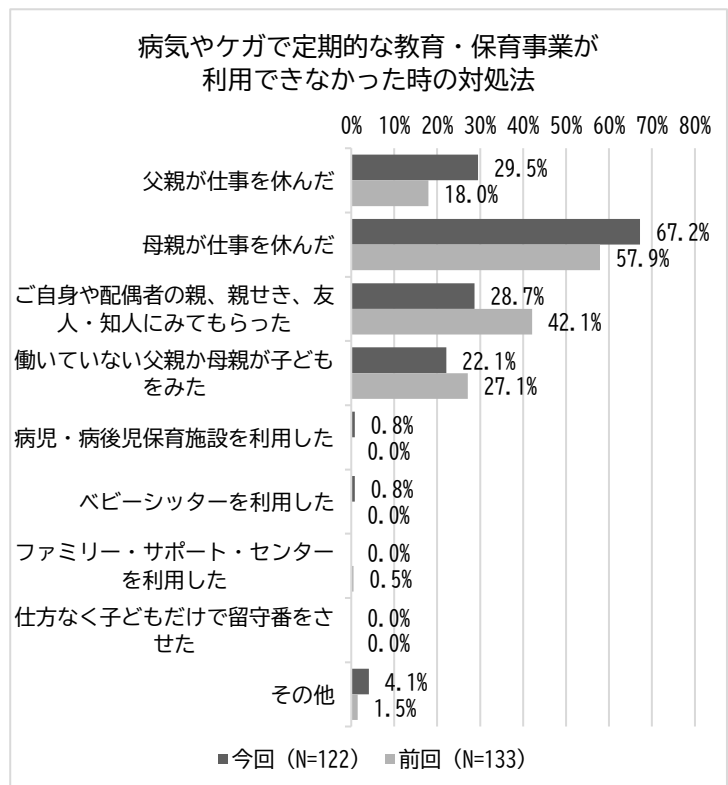
この1年間に、お子さんが病気やケガで定期的な教育・保育事業が利用できなかったことの有無をみると、「あった」は83.0%、「なかった」は16.3%となっています。

前回と比較すると、「あった」が1.9ポイント増加しています。



病気やケガで定期的な教育・保育事業が、利用できなかった時の対処法は「母親が仕事を休んだ」が67.2%で最も多く、次いで「父親が仕事を休んだ」が29.5%、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった(同居している場合も含む)」が28.7%となっています。

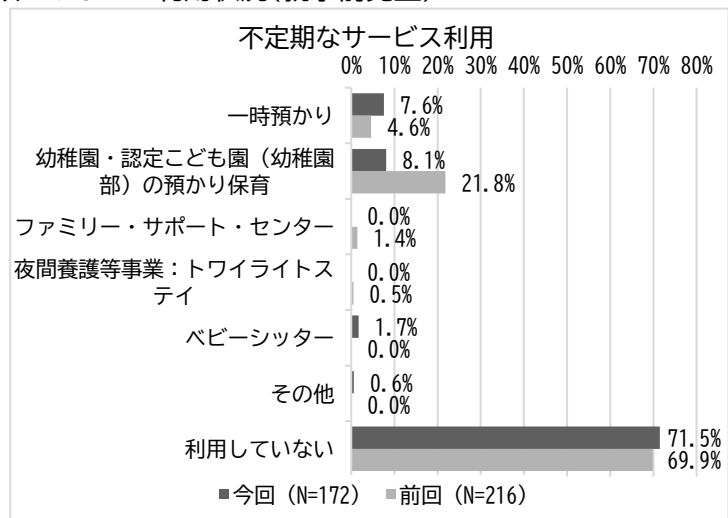
前回と比較すると、「父親が仕事を休んだ」が11.5ポイント、「母親が仕事を休んだ」が9.3ポイント増加し、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった」が13.4ポイント減少しています。



②不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用状況(就学前児童)

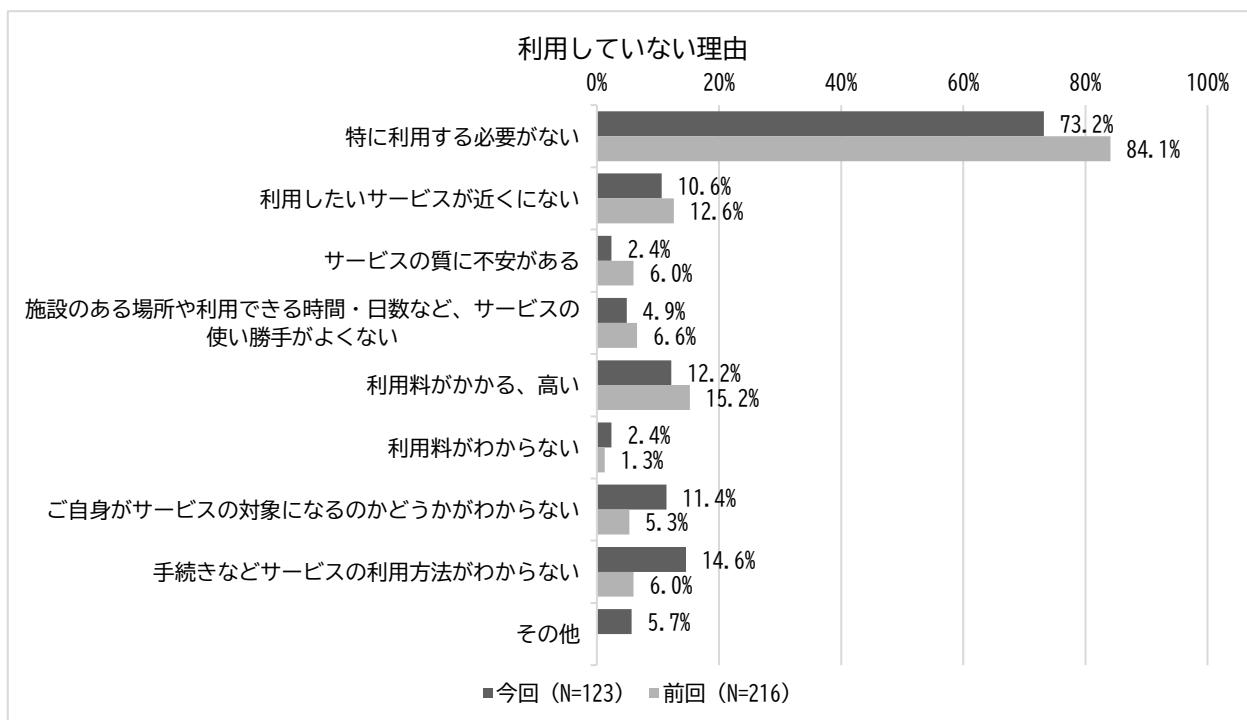
「利用していない」が71.5%で最も多く、次いで「幼稚園・認定こども園(幼稚園部)の預かり保育」が8.1%、「一時預かり」が7.6%となっています。

前回と比較すると、「幼稚園・認定こども園(幼稚園部)の預かり保育」が13.7ポイント減少しています。



不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどを利用していないは「特に利用する必要がない」が73.2%で最も多く、次いで「手続きなどサービスの利用方法がわからない」が14.6%、「利用料がかかる、高い」が12.2%となっています。

前回と比較すると、「手続きなどサービスの利用方法がわからない」が8.6ポイント、「ご自身がサービスの対象になるのかどうかかわからない」が6.1ポイント増加し、「特に利用する必要がない」が10.9ポイント減少しています。

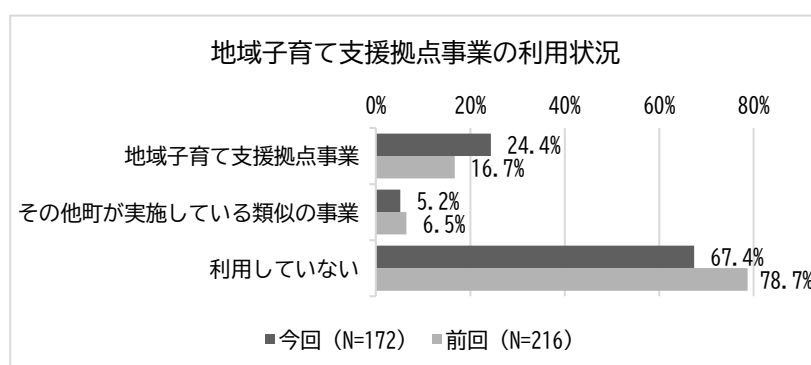


(5)地域の子育て支援サービスの利用状況・利用意向

①地域子育て支援拠点事業の利用状況(就学前児童)

「利用していない」が67.4%で最も多く、次いで「地域子育て支援拠点事業」が24.4%、「その他町が実施している類似の事業」が5.2%となっています。

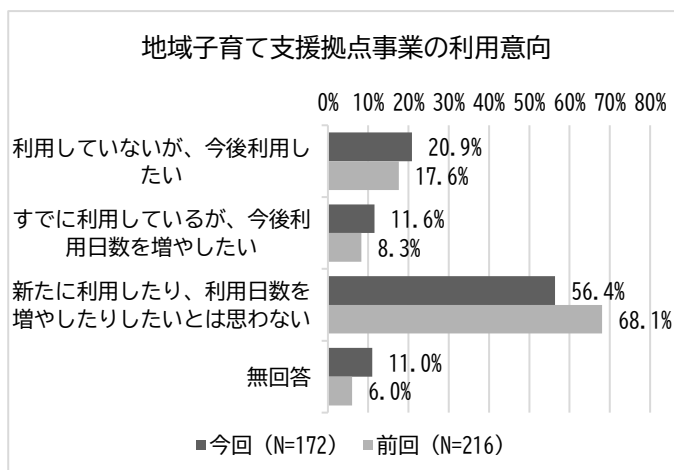
前回と比較すると、「地域子育て支援拠点事業」が7.7ポイント増加し、「利用していない」が11.3ポイント減少しています。



②地域子育て支援拠点事業の利用意向(就学前児童)

「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が56.4%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が20.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が11.6%となっています。

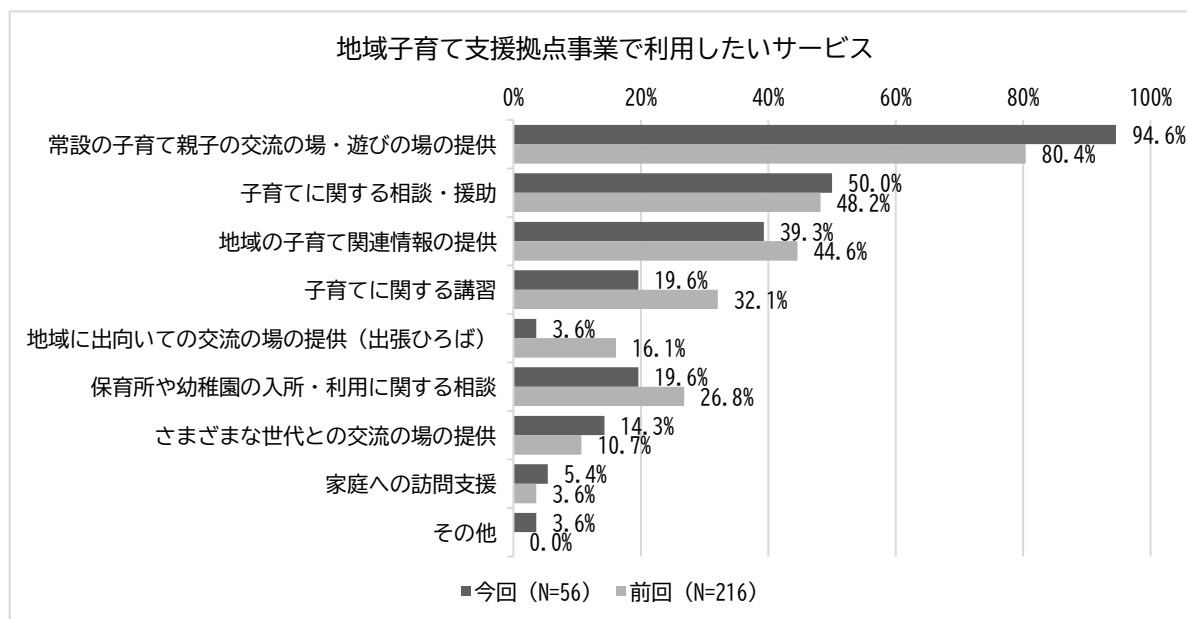
前回と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が3.3ポイント増加し、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が11.7ポイント減少しています。



③地域子育て支援拠点事業で利用したいサービス(就学前児童)

「常設の子育て親子の交流の場・遊びの場の提供」が94.6%で最も多く、次いで「子育てに関する相談・援助」が50.0%、「地域の子育て関連情報の提供」が39.3%となっています。

前回と比較すると、「常設の子育て親子の交流の場・遊びの場の提供」が14.2ポイント増加し、「子育てに関する講習」「地域に出向いての交流の場の提供(出張ひろば)」が12.5ポイント、「保育所や幼稚園の入所・利用に関する相談」が7.2ポイント減少しています。

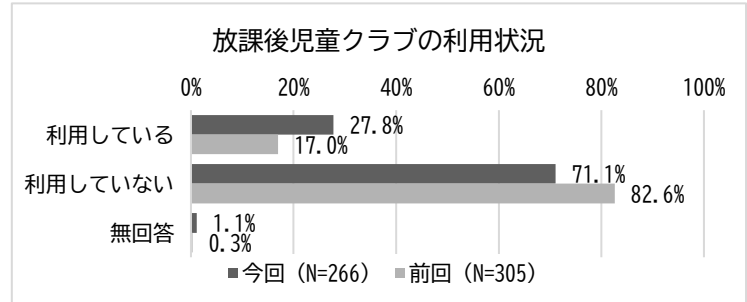


(6)放課後の過ごし方について

①放課後児童クラブ(留守家庭児童育成室)の利用状況(小学生調査)

「利用していない」が71.1%、「利用している」が27.8%となっています。

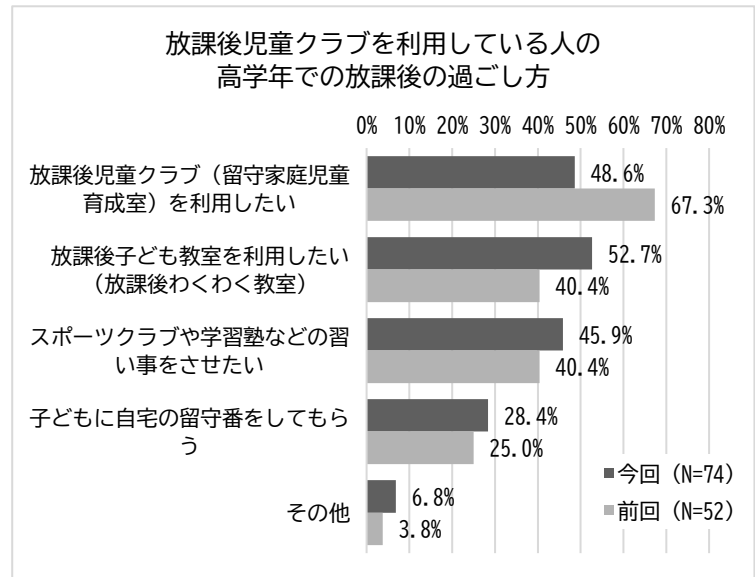
前回と比較すると、「利用している」が10.8ポイント増加しています。



②現在、放課後児童クラブを利用している人の高学年での放課後の過ごし方(小学生)

「放課後子ども教室を利用したい(放課後わくわく教室)」が52.7%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ(留守家庭児童育成室)を利用したい」が48.6%、「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」が45.9%となっています。

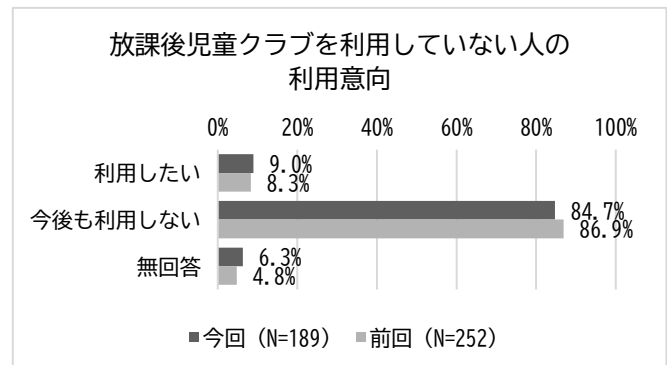
前回と比較すると、「放課後子ども教室を利用したい(放課後わくわく教室)」が12.3ポイント増加し、「放課後児童クラブ(留守家庭児童育成室)を利用したい」が18.7ポイント減少しています。



③放課後児童クラブ(留守家庭児童育成室)の利用意向(小学生)

放課後児童クラブ(留守家庭児童育成室)を利用していない人の利用意向は「今後も利用しない」が84.7%、「利用したい」が9.0%となっています。

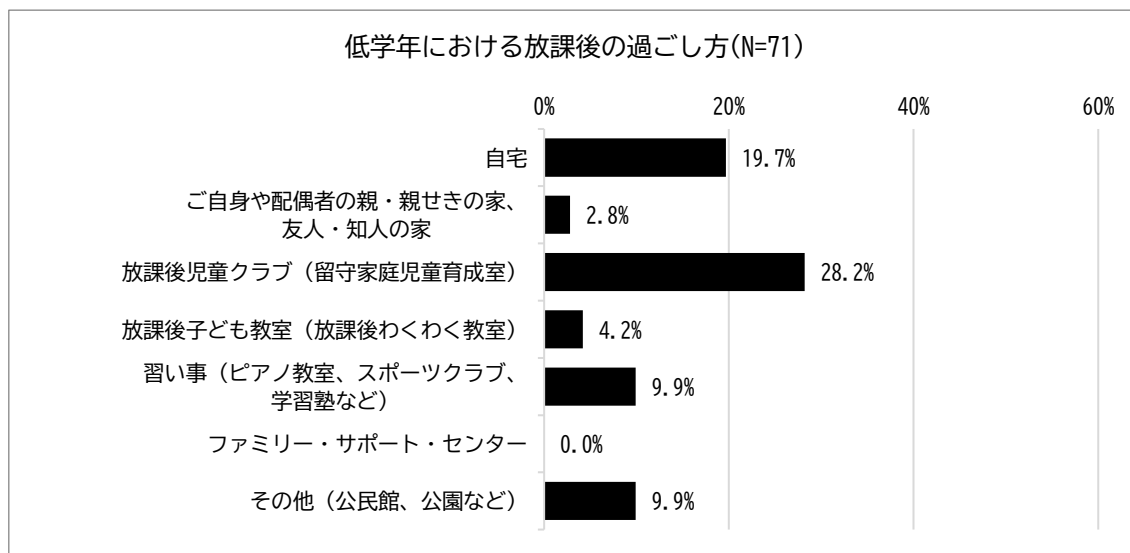
前回と比較すると、「利用したい」が0.7ポイント増加しています。



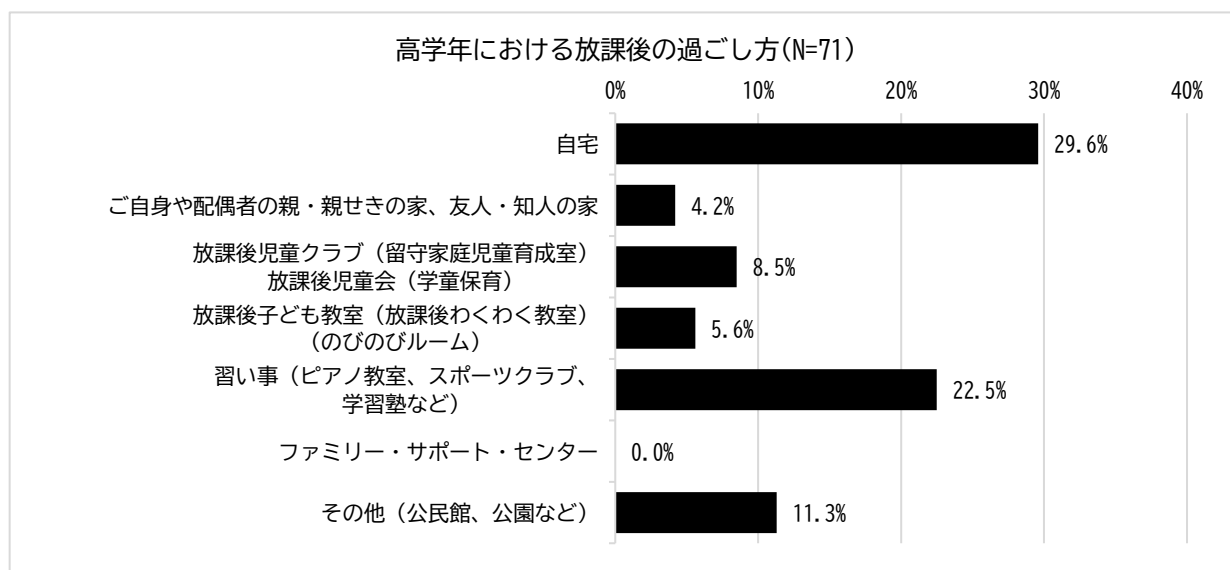
④

小学校就学後の放課後の過ごし方についての希望(就学前児童)

低学年では、「放課後児童クラブ(留守家庭児童育成室)」が28.2%で最も多く、次いで「自宅」が19.7%、「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」「その他(公民館、公園など)」がともに9.9%となっています。



高学年では「自宅」が29.6%で最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」が22.5%、「その他(公民館、公園など)」が11.3%となっています。

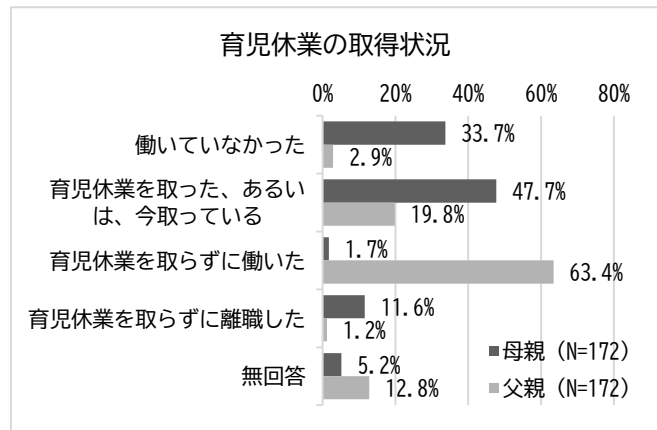


高学年になるほど、「自宅」が多くなり、「放課後児童クラブ」のニーズが低くなっています。

(7)育児休業などについて(就学前児童)

母親は「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が47.7%で最も多く、次いで、「働いていなかった」が33.7%、「育児休業を取らずに離職した」が11.6%となっています。

父親は「育児休業を取らずに働いた」が63.4%で最も多く、次いで「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が19.8%、「働いていなかった」が2.9%となっています。



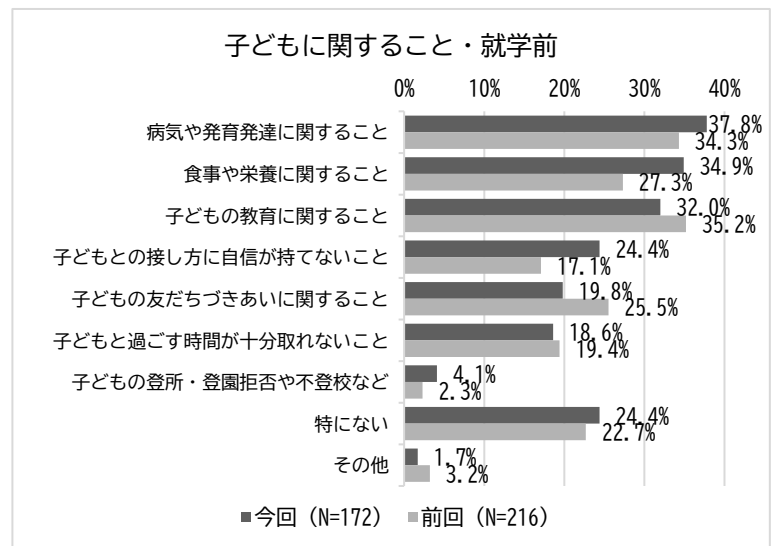
(8)子育てに関して日常悩んでいること、気になること

①子どもに関すること

(就学前児童)

「病気や発育発達に関すること」が37.8%で最も多く、「食事や栄養に関すること」が34.9%、「子どもの教育に関すること」が32.0%となっています。

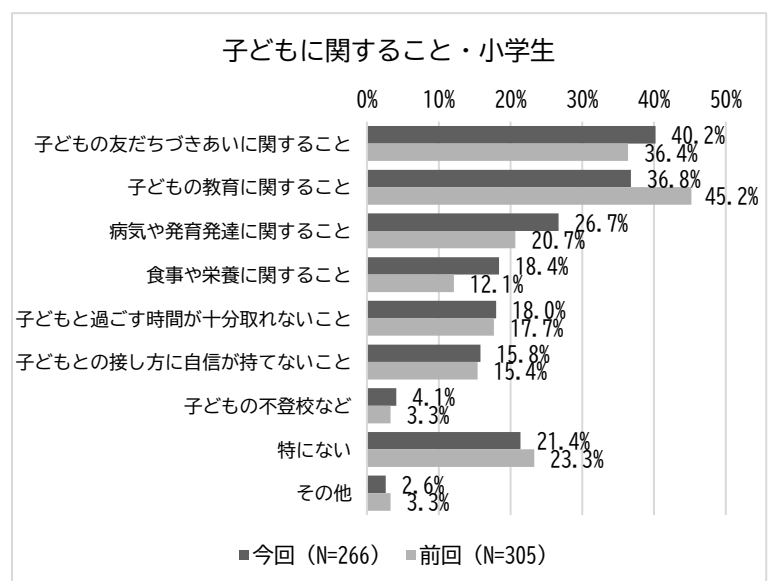
前回と比較すると、「食事や栄養に関すること」が7.6ポイント、「子どもとの接し方に自信が持てないこと」が7.3ポイント増加し、「子どもの友だちづきあいに関すること」が5.7ポイント減少しています。



(小学生)

「子どもの友だちづきあいに関すること」が40.2%で最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が36.8%、「病気や発育発達に関すること」が26.7%となっています。

前回と比較すると、「食事や栄養に関すること」が6.3ポイント、「病気や発育発達に関すること」が6.0ポイント増加し、「子どもの教育に関すること」が8.4ポイント減少しています。

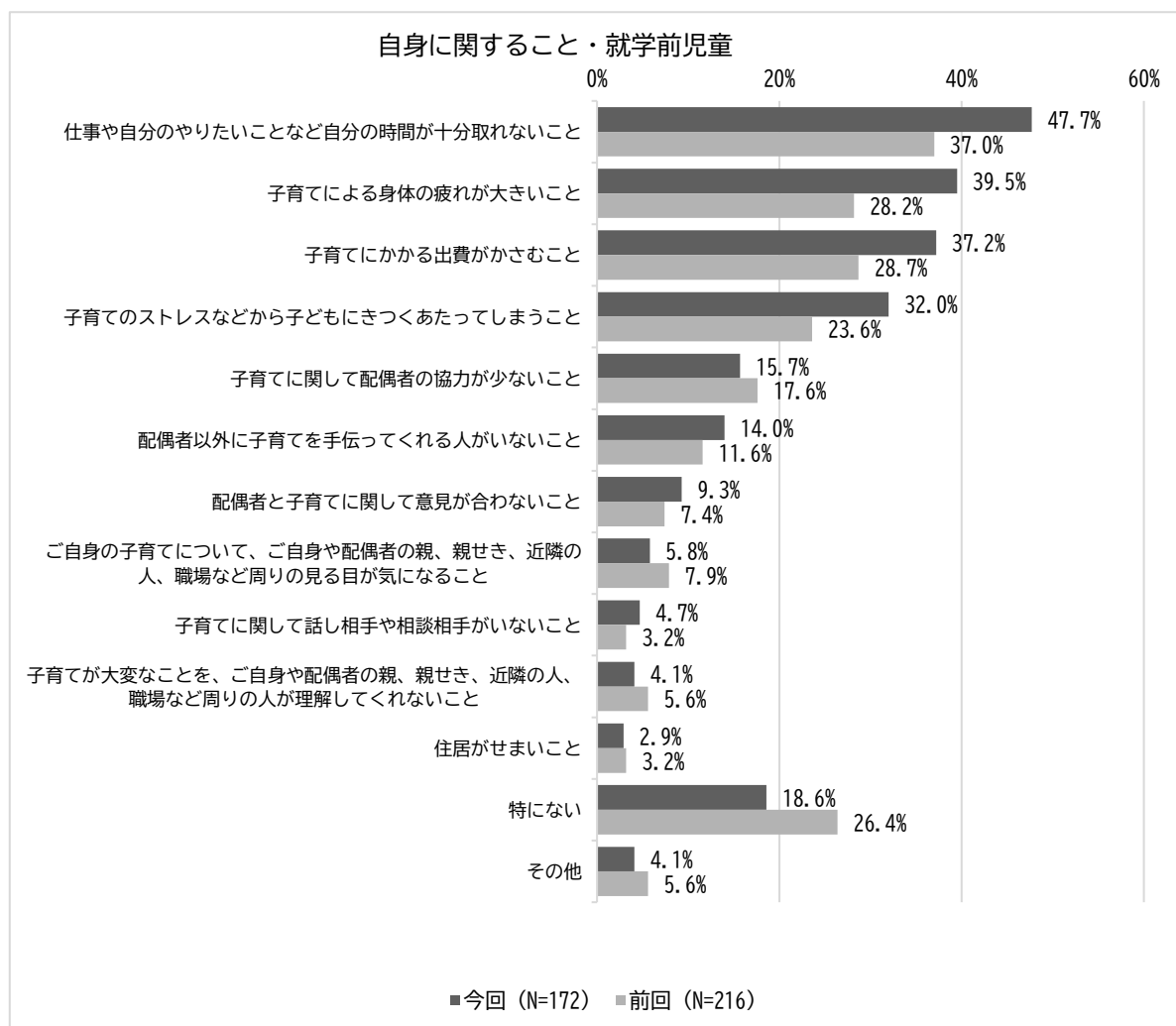


②ご自身に関すること

(就学前児童)

「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が47.7%で最も多く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が39.5%、「子育てにかかる出費がかさむこと」が37.2%となっています。

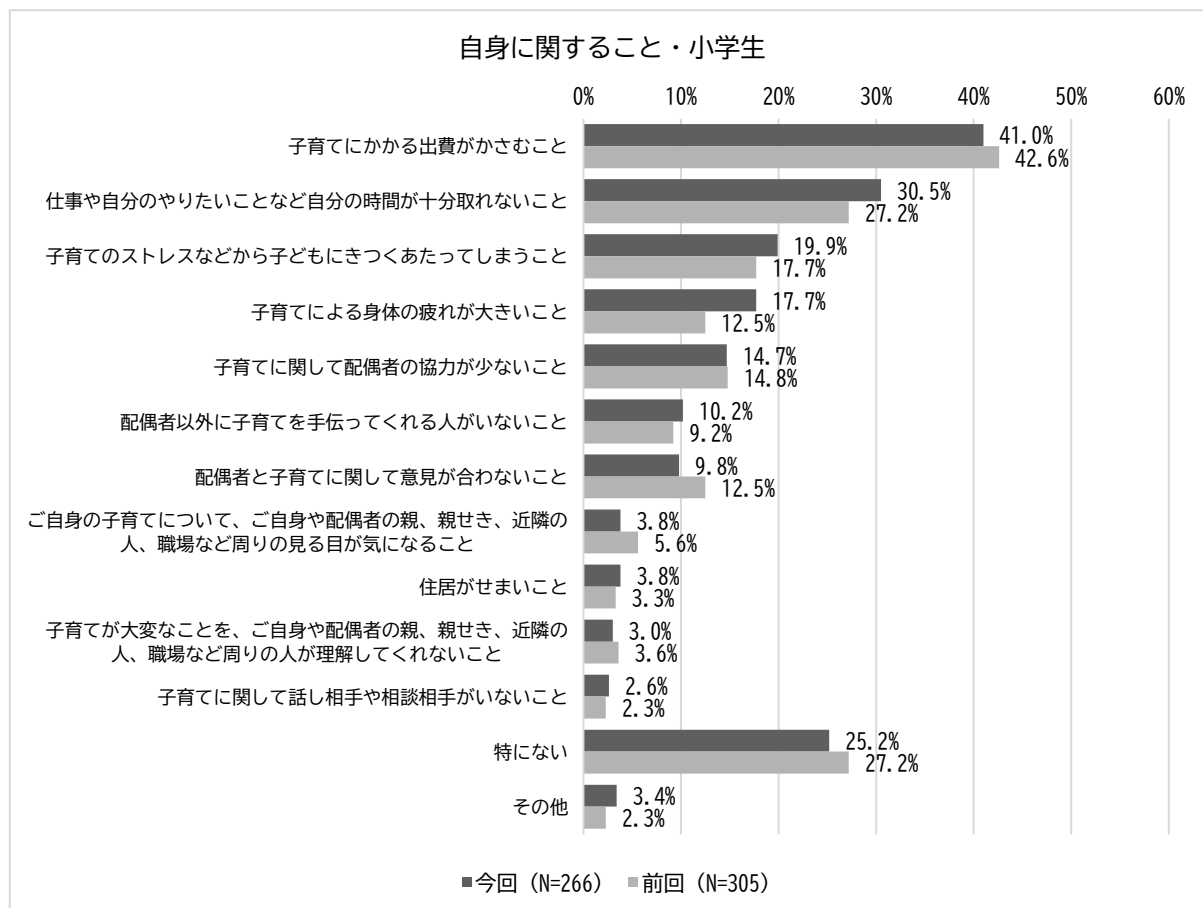
前回と比較すると、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が11.3ポイント、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が10.7ポイント、「子育てにかかる出費がかさむこと」が8.5ポイント、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が8.4ポイント増加しています。



(小学生)

「子育てにかかる出費がかさむこと」が41.0%で最も多く、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」30.5%、「特にない」が25.2%となっています。

前回と比較すると、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が5.2ポイント、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が3.3ポイント増加し、「配偶者と子育てに関して意見が合わないこと」が2.7ポイント減少しています。



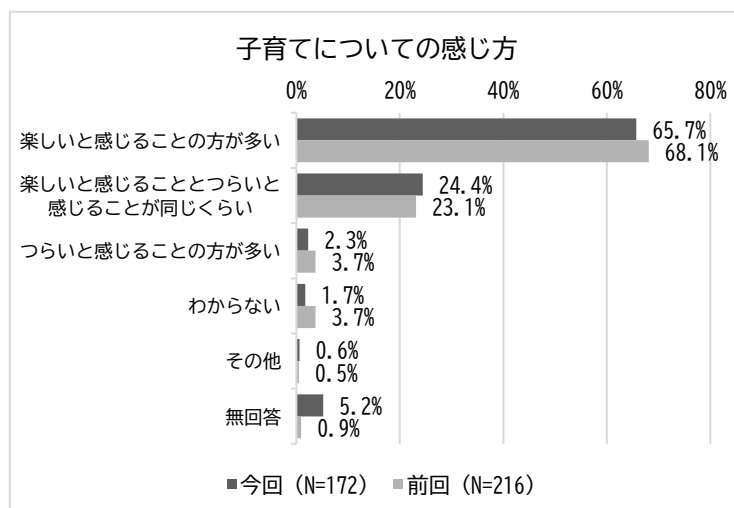
(9)子育てへの意識など

①子育ての意識と「つらさ」を解消するために必要な支援・対策(就学前児童)

ア:子育てを楽しんでいるか

「楽しいと感じることの方が多い」が65.7%で最も多く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が24.4%、「つらいと感じることの方が多い」が2.3%となっています。

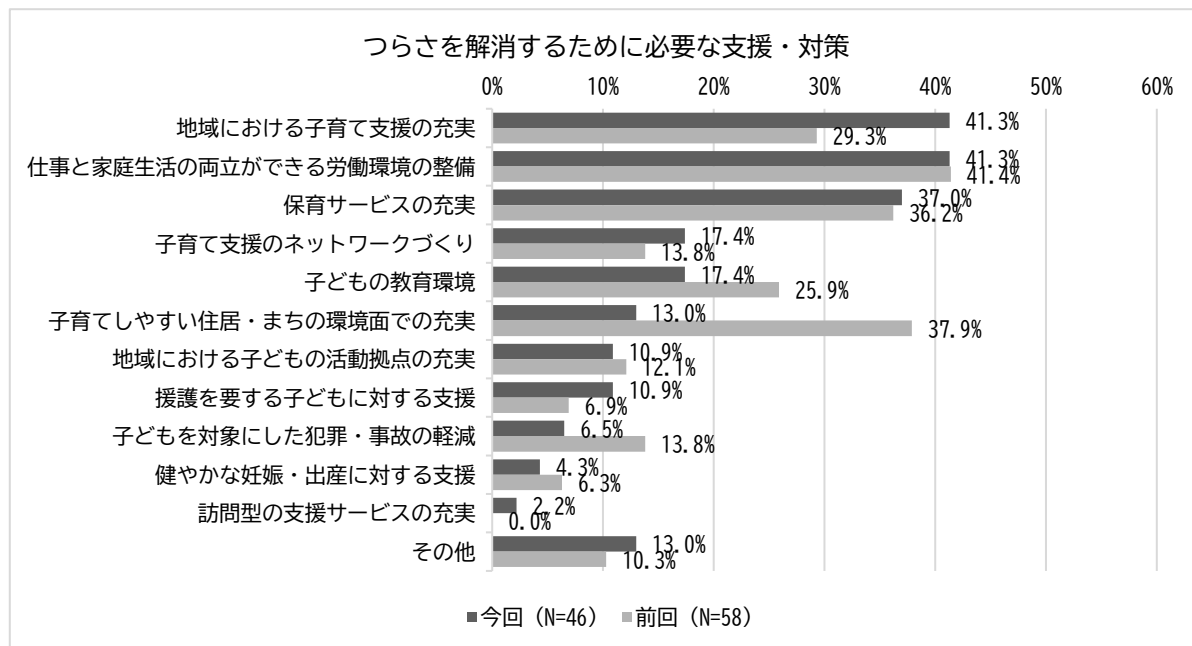
前回と比較しても、変化は見られません。



イ:子育ての「つらさ」を解消するために必要な支援・対策

「地域における子育て支援の充実(一時預かり、育児相談など)」「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が共に 41.3%で最も多く、次いで「保育サービスの充実」が 37.0%となっています。

前回と比較すると、「地域における子育て支援の充実」が 12.0 ポイント増加し、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が 24.9 ポイント、「子どもの教育環境」が 8.5 ポイント、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が 7.3 ポイント減少しています。

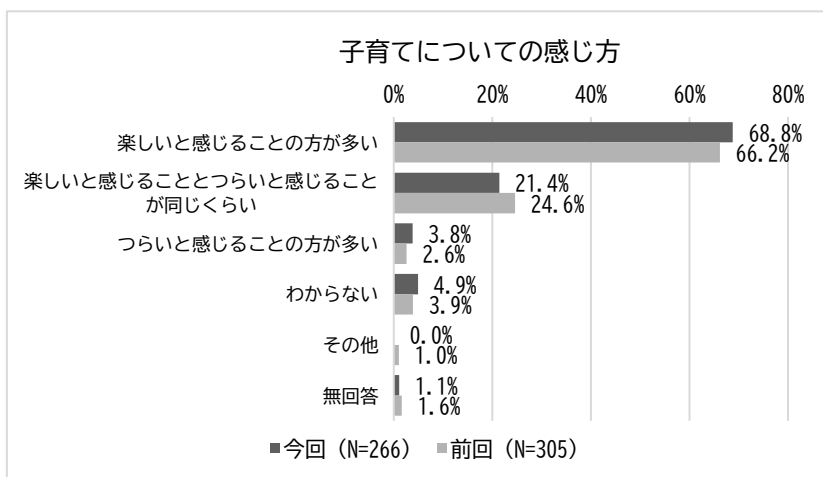


②子育ての意識と「つらさ」を解消するために必要な支援・対策(小学生)

ア:子育てを楽しんでいるか

「楽しいと感じることの方が多い」が 68.8%で最も多く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が 21.4%、「わからない」が 4.9%となっています。

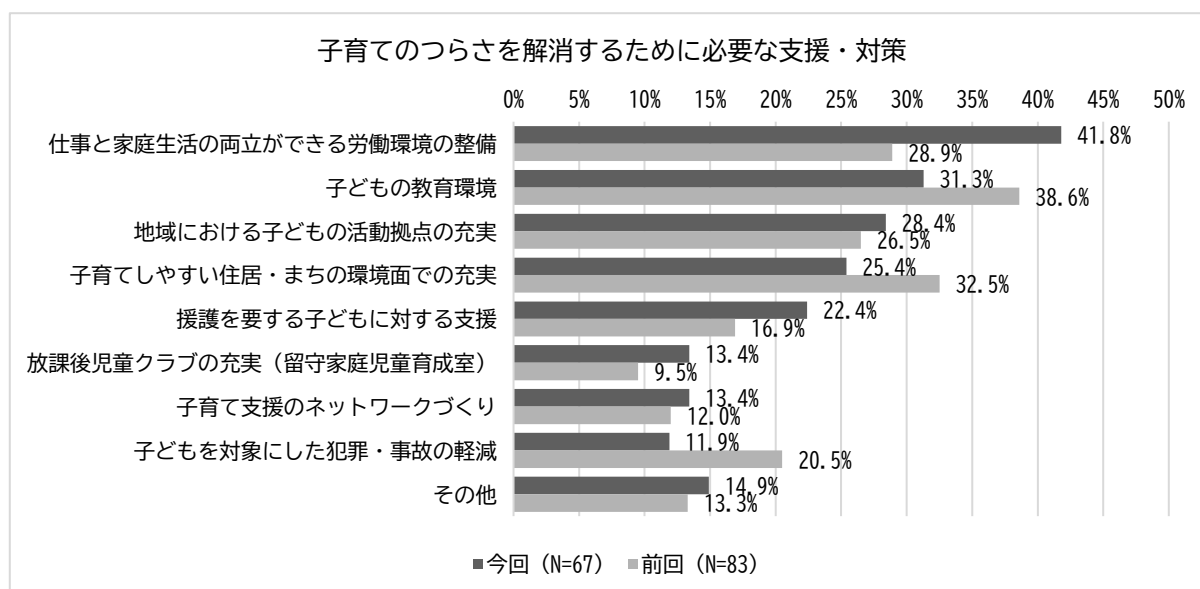
前回と比較すると、「楽しいと感じることの方が多い」が 2.6 ポイント増加し、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が 3.2 ポイント減少しています。



イ:子育ての「つらさ」を解消するために必要な支援・対策

「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が41.8%で最も多く、次いで「子どもの教育環境」が31.3%、「地域における子どもの活動拠点の充実」が28.4%となっています。

前回と比較すると、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が12.9ポイント増加し、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が8.6ポイント、「子どもの教育環境」が7.3ポイント、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が7.1ポイント減少しています。

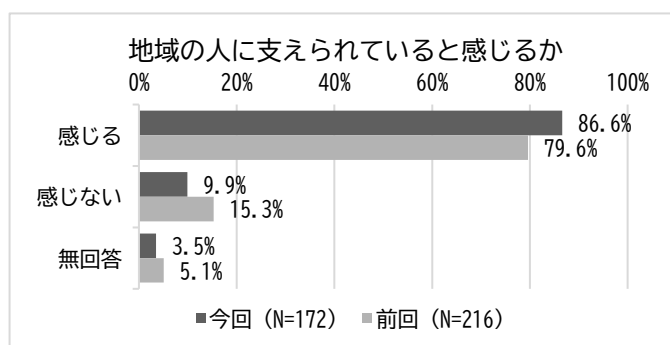


③自身の子育てが地域の人に支えられているかについて

ア:子育てが地域の人に支えられていると感じるか(就学前児童)

「感じる」が86.6%、「感じない」が9.9%となっています。

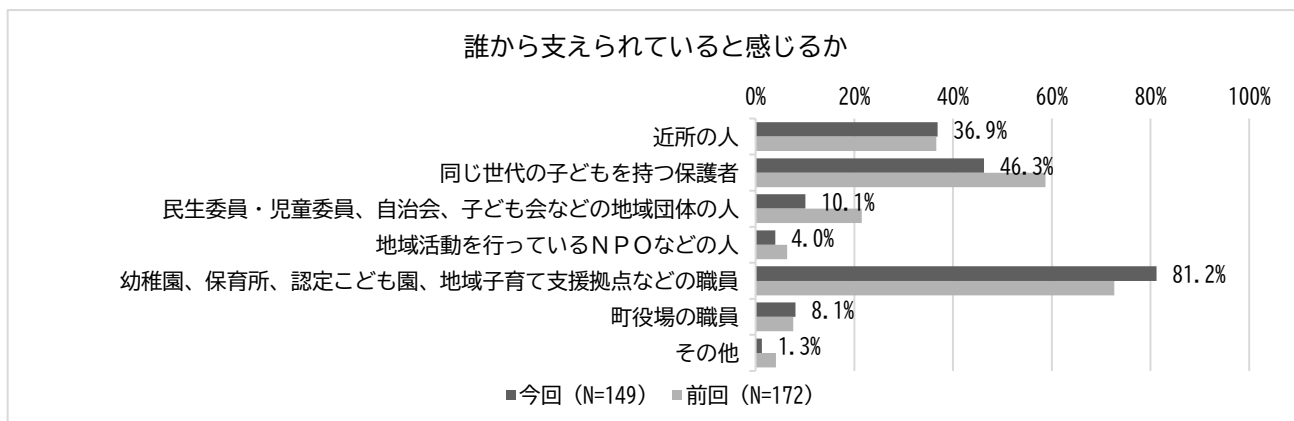
前回と比較すると、「感じる」が7.0ポイント増加しています。



誰から支えられていると感じるか

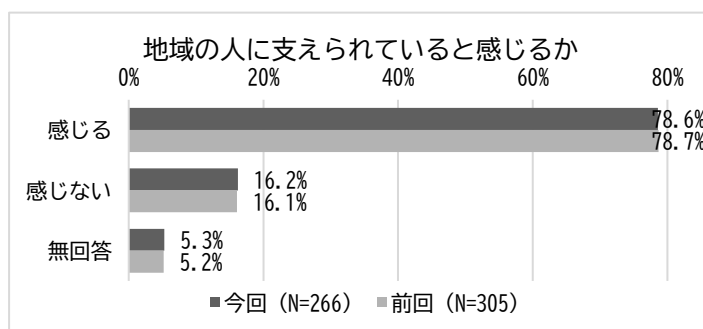
「幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点などの職員」が(81.2%)で最も多く、「同じ世代の子どもを持つ保護者」(46.3%)、「近所の人」(36.9%)がつづいています。

前回と比較すると、「幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点などの職員」が8.5ポイント増加し、「同じ世代の子どもを持つ保護者」が12.4ポイント、「民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人」が11.4ポイント減少しています。



イ:子育てが地域の人に支えられていると感じるか(小学生)

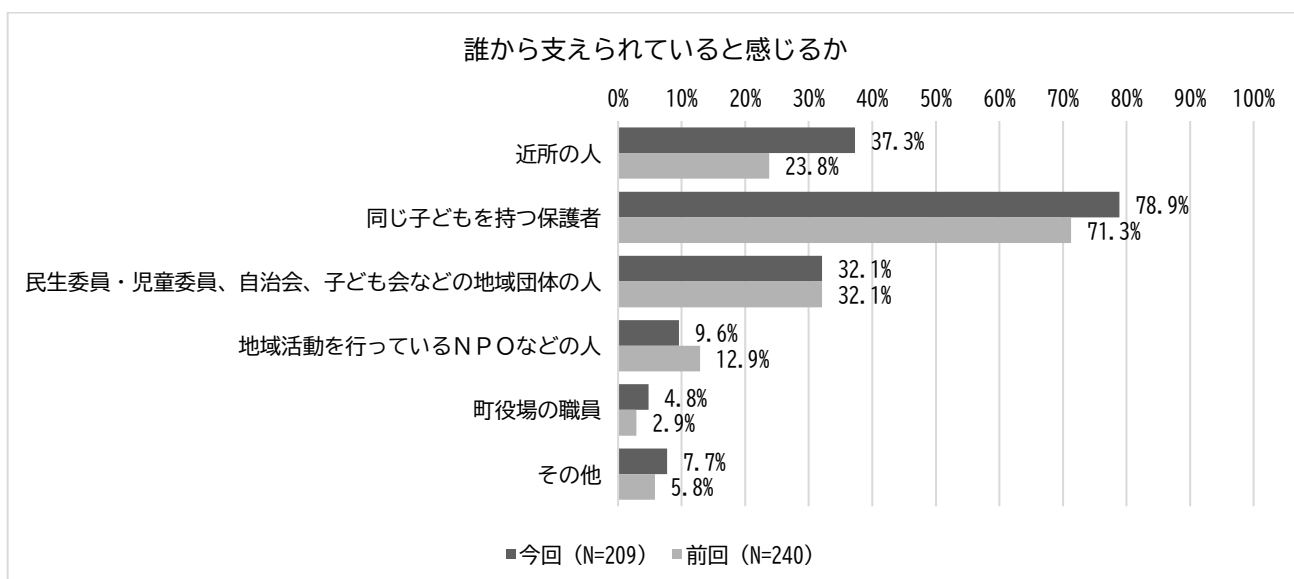
「感じる」が78.6%、「感じない」が16.2%となっています。
前回と比較して、変化は見られません。



誰から支えられていると感じるか

「同じ子どもを持つ保護者」が78.9%で最も多く、次いで「近所の人」が37.3%、「民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人」が32.1%となっています。

前回と比較すると、「近所の人」が13.5ポイント、「同じ子どもを持つ保護者」が7.6ポイント増加しています。



4. 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と今後の課題

基本方向1 子どもを安心して育てるための支援

施策目標	主な進捗状況
施策目標1 多様な子育て支援サービスの充実	● 保育ニーズに対応するため、定員の弾力化に取り組み、待機児童数ゼロを達成しました。 ● 一時預かりの利用者数は増加傾向にあります。 (R2=のべ 56 人、R5=のべ 125 人) ● 多様な保育ニーズに対応し、早朝や延長の時間外保育を実施しました。 ● 病児・病後児保育については、吉川保育所及びふたば園において体調不良児対応型保育を実施しました。 ● 令和6年4月に吉川留守家庭児童育成室を開室し、令和6年7月より全育成室の開室時刻を午前8時に早めるなど、児童の安全・安心な居場所の拡充を図りました。
施策目標2 子育てに関する相談支援と情報提供の充実	● 子育て支援センター「すきっぷ」を池田泉州銀行光風台出張所跡地に移転し、利便性が向上しました。 ● 伴走型相談支援(妊娠8か月における面談)、出産準備給付金、子育て応援給付金を創設しました。 ● はぐはぐ交流会(母子のふれあい遊びなど)、ペアレントトレーニングを導入しました。 ● 子育てや子どもに関するさまざまな相談について、庁内関係各課や関係機関等と連携して対応しました。 ● 町のホームページや広報紙を通して子育てに関する情報提供・情報発信に取り組みました。
施策目標3 子育て家庭の交流・つながりづくりの促進	● 子育てサロンは、西地区、東地区それぞれで実施し、ファミリーフェスタについても計画通り実施しました。 ● コロナ禍が緩和され少しずつ以前のように多様な主体による活動と連携・協働し、子どもだけでなく、幅広い世代が集える場づくりができました。 ● 地域ボランティアの方々による絵本の読み聞かせや人形劇・菜園活動・蝶などの昆虫の観察など地域の方と保育所・幼稚園児との定期的な交流事業の充実を図りました。

施策目標	主な進捗状況
施策目標4 ワーク・ライフ・バランスの実現と女性活躍の促進	● 啓発冊子等による周知・啓発を行い、就労環境の整備や育児休業制度等に対する理解を深める取り組みを行いました。 ● 住民意識調査によると、夫やパートナーの家事・育児等への参加が必要との回答が大幅に増加していることから、今後は男性による家事、育児、介護への参画を一層推進する必要があります。 ● 「とよのわたし研究室」や「ファシリテーター養成講座」を行い、女性活躍に資する人材を育成しました。

今後の課題(第3期計画で取り組むべき事項)
① 多様な保育ニーズに対応するため、保育の必要性の認定基準を踏まえつつ、受入児童数の弾力化を図り、待機児童数ゼロを推進します。 ② 子育て世代包括支援センターと子育て支援センターが連携することで、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない相談支援体制の充実を目指します。さらに保健師の地区担当制をとり、妊娠期から継続した関わりを持つことで、安心して相談できる支援体制を構築します。 ③ 子育てや子どもに関するさまざまな相談について、庁内関係各課や関係機関等と連携して対応します。 ④ 子どもに関する家庭等から相談に応じ、子どもの置かれた状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭にもっとも効果的な援助体制を図ります。 ⑤ 保育所・幼稚園・認定こども園において、地域ボランティアの方々による絵本の読み聞かせや保育の取り組みに対する活動で地域の方との交流を深めます。また、園庭の開放などにより、地域の方との定期的な交流事業の充実を図ります。 ⑥ 豊能町男女共同参画プランに基づき、就労環境の整備や育児休業制度等の周知・啓発、働きやすい職場環境づくりに向けて、事業所などへの働きかけなどに取り組めます。 ⑦ 男性の育児・家事への参画に向けた意識づくりや実践につながる講座の開催などにも取り組みます。 ⑧ 女性が、自分本来の可能性を発揮できるよう、学び・気づきの場・機会を提供するとともに、自発的な取り組み・活動を支援することで、女性のエンパワーメントや暮らしの満足度の向上を図ります。

基本方向2：子どもが生きる力を育みすこやかに育つための支援

施策目標		進捗状況など
施策目標1 教育・保育の充実	①就学前の教育・保育の充実	● 町立保育所・幼稚園・認定こども園においては、具体的な保育内容と子どもの姿を実践として出し合いながら、育みたい資質能力を照らし合わせ、乳幼児期における子どもの実態に即した教育・保育の充実に取り組みました。 ● 不適切な保育が行われていないか日常の保育を見直し、子ども理解につながるよう定期的・継続的に講師を招いて人権保育の研修を行い、保育士・幼稚園教諭の資質能力の向上を図りました。 ● 園内研修において、幼児教育アドバイザーを活用し、保育士・幼稚園教諭の育成と保育・教育内容の充実を図りました。 ● 保護者と信頼関係を築きながら、保護者が子育てに自信と責任を持てるよう支援に取り組みました。 ● 町立保育所・認定こども園において、子どもが使用した紙おむつを保護者が持ち帰らずに処分できるよう、専用の機器を設置しました。
	②学校教育の充実	● 小・中学校において学力向上プランを策定し、魅力ある授業の創造を図るとともに、個別最適な学びを充実するように取り組みました。各学校に1・2 年目教員育成指導員を派遣し、教員の授業力、指導力向上に向けた支援をしました。 ● 地域人材の力を子どもの教育活動に十分生かせるよう事業の充実を図りました。 ● 義務教育学校の設立に向けて令和2年に学校運営協議会設立準備委員会を立ち上げ、令和4年4月に東西それぞれに学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置しました。 ● 小・中学校において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制を充実させました。 ● 学校図書館を活用した事業等を実施し、その取り組みを町内外に積極的に発信することができました。また、ALT(外国語指導助手)を全学校に配置し、児童・生徒が外国語に慣れ親しむ機会を充実させました。
	③保幼小中の連携	● 保育所、認定こども園の保育公開や保幼小中合同研修会を開催し、相互理解の取り組みを進めることができました。また幼稚園・保育所・認定こども園における中学生の保育体験実習など、異校種間交流を行いました。 ● 15年間をつなぐカリキュラムに則ったキャリア教育やとよの未来科の取り組みを通して、指導の系統性、発展性を意識し実践しました。

施策目標2 親と子どもの健康の確保	①各種検診・相談事業の実施	● 妊婦歯科検診の助成を開始しました。 ● 3歳6か月児健診において、屈折異常(近視、遠視、乱視)、弱視、斜視の見逃し防止のため、屈折検査を導入しました。新生児の聴覚検査費用について、受診券の発行による助成を開始しました。
	②各種訪問指導・支援等の実施	● 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞くなど、各種訪問指導・支援を実施しました。
	③母子保健に関する各種教室・講座の実施	● 妊婦教室(ぱま教室)、育児教室(たんぽぽ教室)、栄養改善事業を開催しました。
	④小児医療の充実	● 令和5年7月から医療費助成の要件のうち、所得要件を廃止し、子ども医療費助成制度を拡充することにより、子育て世帯の医療費負担のさらなる軽減を図りました。
	⑤食育・思春期保健の推進	● 保育所・幼稚園・認定こども園・小・中学校での取り組みを通じて、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの”食べる力”を育みました。

今後の課題(第3期計画で取り組むべき事項)	
①	発育、発達節目である生後4か月、1歳6か月、3歳6か月の時点で、身体発育、精神発達の面で疾病や異常を早期に発見し、必要に応じて医療につなげることを目的に健康診査を実施します。
②	1か月児健康診査、乳児後期健康診査の費用助成に加え、2歳6か月児歯科健康診査を実施します。
③	就学前の社会性発達の評価や発達障害等のスクリーニングを目的とした5歳児健診について、早期開始を目指して検討します。
④	地域の子育て支援施設で、乳幼児の健康に関する相談日を設け、専門職に気軽に相談できる機会をつくります。相談日以外でも、保健福祉センターで電話や来所による相談対応を実施します。
⑤	発達に課題のある幼児に対して、一人ひとりの発達段階や特性に応じた助言や指導を行います。さらに発達の課題の程度により、必要時は医療機関や療育の情報提供を行う等、必要な支援を実施します。
⑥	1歳6か月から就学前までの幼児を対象に、歯科検診やブラッシング指導等歯科個別指導を実施します。また、年に2回、1歳6か月から就学前幼児の虫歯予防としてフッ化物塗布を実施します。
⑦	伴走型相談支援の一環として、保健師等の訪問を通して、安心して妊娠期から出産、子育て期までの生活が過ごせるよう支援します。必要に応じて、医療機関や他の関係機関と連携し、多職種での支援に取り組みます。
⑧	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行います。さらに乳児期前半に、多職種が継続して訪問し、支援が必要な家庭に対して適切なサービスを提供し、地域の子育て支援事業につなげます。

今後の課題(第3期計画で取り組むべき事項)

- ⑨ 健診未受診、発達上の課題がありフォローが必要な場合、その他訪問が必要な乳幼児及び家族に対して、子どもが望ましい家庭環境のもと、すこやかに成長できるよう支援することを目的として、家庭訪問を行います。
- ⑩ 教室での教育や集団での指導ではなく、子育て世帯の交流を通じた自己解決を促進することで育児力向上を目指します。また、同年代の子どもがいる保護者同士が交流できるような事業を実施します。
- ⑪ 妊娠期における、栄養、予防歯科に関する講話や、実際の育児用品に触れる機会を設け、妊婦と家族が共に参加できる沐浴実習を行います。また、産後のメンタルヘルス対策として、妊婦及びパートナーにメンタルヘルスについて伝え、妊娠中からメンタルヘルスケアについて意識をもてるよう働きかけを行います。
- ⑫ 乳幼児健康診査等で、就園に向けて課題がある幼児を対象に、親子の教室を実施します。多職種で連携し、幼児が小集団での経験を基に、よりスムーズに就園できるよう支援します。
- ⑬ 調理実習や食育遊びを通して食べ物に興味を持ち、食生活に必要な基本的な習慣や態度に関心を持つことを目的に親子クッキングを実施します。食生活に関する個別の相談にも応じます。
- ⑭ 保育所・幼稚園・認定こども園・小・中学校での食育の取り組みを通じて、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの”食べる力”を豊かに育むための支援体制づくりを進めるとともに、子どものすこやかな心身の発達に向けた“食を営む力”を育成します。

基本方向3：子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり

施策目標	進捗状況など
施策目標1 地域の子育て力・教育力の向上	● ファミリーフェスタと育児の日を共催しました。 ● 住民一人ひとりがさまざまな学習や活動、交流を通じてお互いに学びあい高めあうことができるよう、地域の自然・文化・歴史・施設・人材など、地域資源を活用した学習環境づくりを進めました。 ● 毎年、小学校区青少年育成協議会の連絡会議を開催し、補助金の交付及び各小学校区に設置している青少年育成協議会への支援や連絡・協力体制を推進しています。 ● 各種体験学習事業を実施し、地域での活動・交流支援に貢献しました。 ● 地域人材の力を子どもの教育活動に十分生かせるよう事業の充実を図りました。
施策目標2 ハードとソフトの両面による子育てのバリアフリー化の推進	● 老朽化した歩道の更新や街路樹の根上りによる段差の補修、不要になった街路樹の撤去による歩道空間の確保を行いました。 ● 能勢電鉄「ときわ台駅」前において、送迎広場、路線バス通行路を整備しました。 ● 子育て中の家庭に各種講座・研修会等の情報を発信し、理解の促進と、助け合いの意識づくりに取り組みました。
施策目標3 地域での子どもの安全の確保	● スクールガードリーダーや地域の方々をはじめ、警察、PTAと連携し、小中学校の登下校時にパトロールを実施し、子どもの安全・安心に努めました。 ● 行政が実施している青色回転灯の搭載車両による集中パトロールや各種団体による見守り活動を実施しました。 ● 豊能町通学路等交通安全プログラムに基づき、防護柵や横断防止柵の設置を行いました。
施策目標4 地域における子どもの遊び場・居場所の確保・拡充	● こども食堂支援補助金を創設しました。 ● 既存施設の有効活用などを図り、安全・安心な子どもの遊び場・居場所の確保に取り組みました。 ● 留守家庭児童育成室と放課後子ども教室が連携を図り、一体的に活動しました。 ● 公民館において学習の場を確保しました。 ● 地域の協働や参画を得て、子どもが自然にふれあう場や夏休みに子どもを対象とした講座の実施などに努めました。 ● 光風台2丁目中央公園を改修し、大学と公園利用の共同研究を継続しています。

今後の課題(第3期計画で取り組むべき事項)

- 青少年対策の一環として、子ども会や青少年指導員会等と連携し、地域での活動・交流支援に取り組めます。
- 学校運営協議会と地域学校協働活動を連携し、更なる地域人材の力を子どもの教育活動に十分生かせるよう事業の充実を図っていきます。
- 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の機能を充実させ、今まで以上に「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- 広報紙やホームページなどの多様な媒体をはじめ、各種講座・研修会等を通して子育てにおいてアタッチメント(愛着)の重要性を伝えていきます。
- 各種団体の活動・行事等の多様な機会を通じて、子育て中の家庭への理解の促進と、助け合いの意識づくりに取り組めます。
- 地域の協働や参画を得て、学校教育活動外で子どもが自然にふれあう場や、図書館と連携した子ども講座などを実施します。

基本方向4： 配慮を必要とする子どもと子育て家庭へのきめ細やかな支援

施策目標	進捗状況など
施策目標1 児童虐待防止対策とい じめ・体罰等への対策の 充実	● 要保護児童対策地域協議会が児童の心配情報を把握次第、迅速な安全確認・事実確認を行い、個別ケース会議を通して各関係機関による見守り体制を構築しました。 ● 児童虐待防止推進月間(11月)のオレンジリボンキャンペーン活動を実施し児童虐待防止に向け周知活動を行いました。 ● いじめ・体罰等に関する教職員への研修を実施し、未然防止に向けた取り組みを推進しました。
施策目標2 ひとり親家庭への総合 的な自立支援の推進	● 医療を適正に受けられるよう医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図りました。 ● ひとり親家庭医療費助成制度について情報提供に努めました。 ● 児童扶養手当が対象者に対して適切に支給されるよう、効率的・効果的な事務を実施しました。 ● 就園支援・就学援助等に関して、支援や援助を必要とする世帯または保護者等について、認定者全員に対して給付することができ、教育機会の均等を図りました。
施策目標3 障害児への支援の充実	● 障害のある子ども一人ひとりに応じた適正な就学と自立促進に向けた相談支援を行いました。 ● 特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた支援の充実、学校全体で障害のある児童・生徒を支援できる体制づくりのために、研修の充実を図りました。 ● 学校における福祉教育の充実を図り、障害のある人との交流機会を積極的に設け、相互理解を促進しました。
施策目標4 子どもの貧困対策の推 進	● 子どもが健やかに成長し自立できるよう、大阪府と連携を図りつつ、子どもの生活状況に応じて切れ目なく子育て支援や学習支援などの取り組みを推進しました。 ● 安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるよう、大阪府と連携を図りつつ、生活困窮者自立支援制度やひとり親家庭への支援などの取り組みを推進しました。 ● 物価高騰による保護者負担を軽減しつつ、栄養価を担保した給食の提供を維持するため、中学校給食費の完全無償化及び小学校給食費の補助を行いました。

今後の課題(第3期計画で取り組むべき事項)

- いじめ・体罰等に関する相談窓口を各校園所に設置するとともに、教職員への研修を実施し、未然防止に向けた取り組みを推進します。
- 「豊能町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを受けた児童生徒の相談対応・ケアなど、総合的な対策に取り組めます。
- 障害の早期発見や早期療育を専門職が連携して行うとともに、療育の基盤となる家庭への支援を行います。
- 障害のある子どものライフステージに応じた一貫した支援体制の整備やサービス提供体制の確保に向け、近隣市町等と連携しながら、児童発達支援センターの設置に向けた取り組みを行います。
- 学校では、障害のある子ども一人ひとりに応じた適正な就学と自立促進に向けた相談支援を行います。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第2期計画では、『地域で育て、地域で育つ、子どもを大切にするまち とよの』を目指す基本理念として掲げ、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、子どもの確かな力を育てていくことが、まちの成長につながります。

本計画では、第2期計画を継承し、子どもの自主性を育み、また、地域の人々で子育てを担い、子どもとともに育ちあい、親や家庭が安心して子育てができるよう、「子どもと子育て家庭を大切にするまち」をめざして、以下を基本理念として掲げます。

**地域で育て、地域で育つ、
子どもと子育て家庭を大切にするまち とよの**

2. 基本方向

基本理念『地域で育て、地域で育つ、子どもと子育て家庭を大切にするまち とよの』の実現に向け、これまでの基本方向の内容と第2期計画の方向性を継承し、次の4つを基本方向に設定し、子ども・子育て支援施策を推進することとします。

基本方向1 子どもを安心して育てるための支援

子育てをしているすべての家庭の子育てに対する負担や不安が軽減され、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合えるよう地域における多様な人材や資源を効果的かつ積極的に活用し、行政と地域が一体となってさまざまな子育て支援の取り組みを推進します。

また、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて、男女がともに活躍し、ともに働けるような環境づくりを進めるとともに、男性の育児・家事への参画をより促進します。

基本方向2 子どもが生きる力を育みすこやかに育つための支援

子どもたちが心身ともにすこやかに成長できるように、家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域が一体となって、子どもが自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進します。

また、子どもを安心して生み、育てられるよう、母子保健の取り組みのさらなる充実を図るとともに、子どもの発達段階に応じた食育などを推進し、親と子どもの健康の確保をめざします。

基本方向3 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働し、支え合い、次代を担う子どもを地域全体で育み、守っていくための取り組みを重層的に展開します。

また、ハード面とソフト面の両面からの子育てのバリアフリー化を推進するとともに、地域における安全・安心な子どもの居場所の確保に取り組みます。

基本方向4 配慮を必要とする子どもと子育て家庭へのきめ細やかな支援

児童虐待やいじめなど、子どもに関する深刻な問題に対処していくために、各関係団体が連携して迅速かつ適切な支援を行える体制の構築・強化に取り組みます。

また、すべての子どものすこやかな成長を支援するために、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実するとともに、子どもの貧困対策についても総合的に推進していきます。

3. 施策の体系

【基本理念】

【基本方向】

【施策目標】

地域で育て、
地域で育つ、
子どもと子育て家庭を大切に
するまちとよの

1. 子どもを安心して
育てるための支援

- 1)多様な子育て支援サービスの充実
- 2)子育てに関する相談支援と情報提供の充実
- 3)子育て家庭の交流・つながりづくりの促進
- 4)ワーク・ライフ・バランスの実現と女性活躍の促進

2. 子どもが
生きる力を育み
すこやかに育つための
支援

- 1)教育・保育の充実
- 2)親と子どもの健康の確保

3. 子どもと
子育て家庭が
安心・安全に暮らせる
まちづくり

- 1)地域の子育て力・教育力の向上
- 2)ハードとソフトの両面による子育てのバリアフリー化の推進
- 3)地域での子どもの安全の確保
- 4)地域における子どもの遊び場・居場所の確保・拡充

4. 配慮を必要とする
子どもと
子育て家庭への
きめ細やかな支援

- 1)児童虐待防止対策といじめ・体罰等への対策の充実
- 2)ひとり親家庭への総合的な自立支援の推進
- 3)障害児への支援の充実
- 4)子育て家庭に対する経済的支援等の充実

第4章 基本方向ごとの具体的な取り組み

基本方向1 子どもを安心して育てるための支援

施策目標1) 多様な子育て支援サービスの充実

No	取り組み	主な内容
1	保育の充実	多様な保育ニーズに対応するため、保育の必要性の認定基準を踏まえつつ、受入児童数の弾力化を図り、待機児童数ゼロを推進します。
2	一時預かりの充実	子育て支援センター「すきっぷ」とふたば園の2か所において、一時的に保育が必要となった場合の支援策である一時預かり事業の充実を図るとともに、利用促進に努めます。 また、ひかり幼稚園とふたば園(1号認定・2号認定(教育))において、在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)を実施します。
3	時間外保育の充実	多様な保育ニーズに対応するため、早朝や延長の時間外保育の充実を図ります。
4	子育て短期支援事業と病児・病後児保育事業の充実	子どもの養育が困難になった場合の支援策として、近隣施設との連携を視野に入れた子育て短期支援事業の事業実施に向けて検討を行います。 また、体調不良児対応型保育に加えて、病児・病後児保育の実施についても引き続き検討を進めます。
5	留守家庭児童育成室の充実	放課後を過ごすための「生活の場」として、家庭的な雰囲気の中で、自主的・創造的に生活づくりをすることができるよう環境を整え、安心・安全な居場所の確保をしていきます。
6	ファミリー・サポート・センターの充実	援助を受けることを希望される方と援助を行うことを希望される方が相互に助け合う支援体制の充実を図ります。 また、ファミリー・サポート・センター事業の周知啓発や各種研修を通じて、登録会員の維持・拡大を図ります。
7	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施 【新規】	0歳6ヶ月から3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労条件に関わらず利用できる「こども誰でも通園制度」の創設に対応し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭への支援を強化します。

施策目標2) 子育てに関する相談支援と情報提供の充実

No	取り組み	主な内容
1	身近な地域での子育て支援の充実	子育てをしている母親の孤立・育児不安の軽減・解消に向けて、子育て支援センター「すきっぷ」(西地区)とふたば園子育て支援いちごルーム(東地区)を拠点として、施設開放、あそびのひろば等を通じた交流促進・相談支援の充実を図ります。
2	妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の強化	子育て世代包括支援センター「はぐはぐ」と、子育て支援センター「すきっぷ」の連携により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制の充実を目指します。さらに保健師の地区担当制をとり、妊娠期から継続した関わりを持つことで、安心して相談できる支援体制を構築します。
3	児童家庭相談窓口による相談対応	子育てや子どもに関する家庭等からのさまざまな相談について、庁内関係各課や関係機関等と連携して対応します。また、子どもの置かれた状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な支援に取り組めます。
4	子育てに関する情報提供・情報発信の拡充	「豊能町子育て広場」などのホームページや広報紙をはじめとする多様な媒体、場所、機会などを積極的かつ効果的に活用することで、子育てに関する情報提供・情報発信に取り組めます。
5	こども家庭センターの開設 【新規】	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、母子保健と児童福祉が一体となった支援体制の構築を図ります。

施策目標3) 子育て家庭の交流・つながりづくりの促進

No	取り組み	主な内容
1	身近な地域での交流の場の創出	民生委員児童委員が行う「ファミリーフェスタ」、社会福祉協議会と地区福祉委員会が行う子育てサロンを継続し、子育て中の親子と地域との交流を深めます。
2	保育所・幼稚園・認定こども園と地域の交流の充実	保育所・幼稚園・認定こども園において、地域ボランティアの方々による絵本の読み聞かせや保育の取り組みに対する活動で地域との交流を深めます。また、園庭の開放などを通して、地域の方々と保育所・幼稚園児との定期的な交流事業の充実を図ります。

施策目標4) ワーク・ライフ・バランスの実現と女性活躍の促進

No	取り組み	主な内容
1	「育児の日」の事業の推進	毎月19日の「育児の日」に妊娠期・子育て期・中高年期の幅広い世代を対象に事業を実施し、家庭や職場、地域などで子どもと子育てを応援する取り組みを促進します。
2	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの展開	豊能町男女共同参画プランに基づき、就労環境の整備や育児休業制度等の周知・啓発、働きやすい職場環境づくりに向けた事業所などへの働きかけなどに取り組めます。 また、男性の育児・家事への参画に向けた意識づくりや実践につながる講座の開催などにも取り組めます。
3	女性の活躍の促進	町では、これまでに種々の講座を開催し、女性活躍の促進に資する人材育成に取り組んできました。このような人材の協力を仰ぎつつ、町内で様々な環境にある女性が、自分本来の可能性を発揮できるよう、学び・気づきの場・機会を提供するとともに、自発的な取り組み・活動を支援することで、女性のエンパワーメントや暮らしの満足度の向上を図ります。

基本方向2 子どもが生きる力を育みすこやかに育つための支援

施策目標1) 教育・保育の充実

①就学前の教育・保育の充実

No	取り組み	主な内容
1	乳幼児期における教育・保育の質の向上	保育所、幼稚園及び認定こども園における生活や環境を通して、乳幼児期から児童期へと続く子どもの発達を見通し、主体的保育を目指しながら、「トキメキ・キラメキ・気づき発見」の三つの柱に取り組み、学びに向かう力を育みます。
2	保育者の資質の向上	日常の課題や人権の尊重について定期的・継続的に体制づくりを進め不適切保育の防止に取り組みます。また、子ども理解を深め「尊敬・公平・反偏見」を保育の土台におき、子どもの人権が尊重される保育に取り組みます。 また、幼児教育アドバイザーの育成を通じて、組織的かつ計画的なカリキュラムマネジメントと関連付けながら保育・教育内容の充実を図ります。
3	家庭における教育力の向上	保護者の養育(子育て)する姿勢、養育する力及び安定した親子関係を支えるために家庭教育支援体制を構築し、保護者が自信と責任を持って家庭教育や適切な養育が行えるよう子育て支援の取り組みを推進します。

②学校教育の充実

No	取り組み	主な内容
1	学力向上をめざした施策の充実	小・中学校において学力向上プランを策定し、魅力ある授業の創造と個別最適な学びと協働的な学びの充実を図っていきます。 小・中学校に1・2年目教員育成指導員を派遣し、学校内での学力向上の取り組みを支援します。
2	学校支援地域本部事業の推進	学校運営協議会と地域学校協働活動を連携し、更なる地域人材の力を子どもの教育活動に十分生かせるよう事業の充実を図ります。
3	開かれた学校づくりの推進	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の機能を充実させ、今まで以上に「地域とともにある学校づくり」を推進します。
4	学校内外における教育相談体制の充実	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを配置し、教育相談体制のさらなる充実を図ります。
5	児童・生徒のコミュニケーション力の育成	言語活動や外国語に慣れ親しむ機会、学校図書館及び町立図書館の活用や体験活動の充実を図り、コミュニケーション力の育成にかかる施策の充実に取り組みます。
6	学校内外における不登校児童生徒の多様な学びの場の充実 【新規】	不登校児童生徒の学びの場を確保し、誰一人取り残されない学びの保障に努めます。

③保幼小中の連携

No	取り組み	主な内容
1	保幼小中の連携の充実	保幼小中連絡会の充実を図るとともに、子ども同士の交流や教員同士の合同研修の機会を設け、各学校園所間の連携や交流を図ります。
2	保幼小中一貫教育の推進	0歳から15歳までを見通した保幼小中一貫教育カリキュラムに則り、指導の系統性、発展性を重視した取り組みを推進します。

施策目標2) 親と子どもの健康の確保

①各種健診・相談事業の実施

No	取り組み	主な内容
1	妊婦健康診査の実施	妊婦の異常を早期に発見し、安全な分娩ができることを目的とした妊婦健康診査を医療機関に委託して実施していきます。
2	乳幼児健康診査の実施	発育、発達の節目である生後4か月、1歳6か月、3歳6か月の時点で、身体発育、精神発達の面で、疾病や異常を早期に発見し、必要に応じて医療につなげることを目的に健康診査を実施します。 その他、1か月児健康診査、乳児後期健康診査の費用助成に加え、2歳6か月児歯科健康診査を実施します。 さらに、就学前の社会性発達の評価や発達障害等のスクリーニングを目的とした5歳児健診について、早期開始を目指します。
3	乳幼児健康相談の実施	地域の子育て支援施設で、乳幼児の健康に関する相談日を設け、専門職に気軽に相談できる機会をつくります。相談日以外でも、保健福祉センターで電話や来所による相談対応を実施します。
4	発達相談の実施	発達に課題のある幼児に対して、一人ひとりの発達段階や特性に応じた助言や指導を行います。さらに発達の課題の程度により、必要時は医療機関や療育の情報提供を行う等、必要な支援を実施します。
5	幼児対象の歯科健診等の実施	1歳6か月から就学前までの幼児を対象に、歯科検診やブラッシング指導等歯科個別指導を実施します。また、年に2回、1歳6か月から就学前幼児の虫歯予防としてフッ化物塗布を実施します。
6	妊婦等包括相談支援事業の実施 【新規】	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、そのおかれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。
7	産後ケア事業の実施 【新規】	産後退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

②各種訪問指導・支援等の実施

No	取り組み	主な内容
1	妊娠届出に基づく母子健康手帳の交付	妊娠、産婦、乳幼児に対し一貫した母子保健対策を実施するための出発点として重要となる妊娠届出に基づき、母子健康手帳を交付するとともに、妊産婦及び乳幼児に関する保健・育児情報を提供します。

No	取り組み	主な内容
2	妊産婦訪問指導の実施	伴走型相談支援の一環として、保健師等の訪問を通して、妊娠期から出産、子育て期までの生活を安心して過ごせるよう支援します。必要に応じて、医療機関や他の関係機関と連携し、多職種での支援に取り組めます。
3	新生児家庭訪問指導の実施	訪問指導を希望する人には、母子の健康状態の把握や母親の育児相談に応じ、適切な保健指導、母子保健事業の説明を行うことにより育児支援を図るため、保健師による訪問指導を実施します。
4	生後4か月までの全戸訪問指導(こんにちは赤ちゃん事業)の実施	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行います。さらに乳児期前半に、多職種が継続して訪問し、支援が必要な家庭に対して適切なサービスを提供し、地域の子育て支援事業につなげます。
5	乳幼児訪問指導の実施	健診未受診、発達上の課題がありフォローが必要な場合、その他訪問が必要な乳幼児及び家族に対して、子どもが望ましい家庭環境のもと、すこやかに成長できるよう支援することを目的として、家庭訪問を行います。
6	低出生体重児訪問事業の実施	出生体重が 2,500g 未満の未熟児の家庭を保健師が訪問し、発達・発育支援を行います。
7	養育支援訪問事業の実施	保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とします。

③母子保健に関する各種教室・講座の実施

No	取り組み	主な内容
1	妊産婦交流会(かんがる交流会)の実施 【新規】	妊産婦とその家族を対象に、親子のスキンシップを図る遊びを通して親子の愛着形成、子どもの社会性を育む手助けを行います。さらに交流会を通じて親と子の仲間づくりを目指します。また、正しい育児方法の習得をはかり、健康の保持・増進を目指します。
2	ペアレントトレーニングの実施 【新規】	子どもを育てる養育者を対象に、行動理論に基づいて子どもの行動を理解し、褒め方や指示の出し方等、正しい養育スキルを学ぶことで、子育ての悩みの解決を助けます。

No	取り組み	主な内容
3	妊婦教室(ぱぱまま教室)の実施	妊娠期における、栄養、予防歯科に関する講話を聴く機会や、実際の育児用品に触れる機会を設け、妊婦と家族が共に参加できる沐浴実習を行います。また、産後のメンタルヘルス対策として、妊婦及びパートナーにメンタルヘルスについて伝え、妊娠中からメンタルヘルスケアについて意識をもてるよう働きかけを行います。
4	育児教室(たんぽぽ教室)の実施	乳幼児健康診査等で、就園に向けて課題がある幼児を対象に、親子の教室を実施します。多職種で連携し、幼児が小集団での経験を基に、よりスムーズに就園できるよう支援します。
5	栄養改善事業の実施	調理実習や食育遊びを通して食べ物に興味を持ち、食生活に必要な基本的な習慣や態度に関心を持つことを目的に親子クッキングを実施します。食生活に関する個別の相談にも応じます。

④小児医療の充実

No	取り組み	主な内容
1	豊能広域こども急病センター等における小児救急医療の充実	豊能地域の夜間・休日の小児救急患者に対する初期救急診療体制の充実を図るため、豊能医療圏域(豊中市・池田市・吹田市・箕面市・豊能町・能勢町)を対象とした「豊能広域こども急病センター」の充実を図ります。
2	医療情報の提供と意識啓発	小児救急医療などに関する積極的かつ効果的な情報提供に取り組むとともに、一次救急、二次救急、三次救急体制に関する理解を深め、最適な医療が受けられるように意識啓発を行います。
3	医療費支援の充実	乳幼児から高校生までの入院・通院費の助成を行い、子育て世帯の医療費負担の軽減を図ります。

⑤食育の推進

No	取り組み	主な内容
1	食育の推進	保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校での食育の取り組みを通じて、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの「食べる力」を豊かに育むための支援体制づくりを進めるとともに、子どものすこやかな心身の発達に向けた「食を営む力」を育成します。

基本方向3 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり

施策目標1) 地域の子育て力・教育力の向上

No	取り組み	主な内容
1	身近な地域での交流の場の創出 【再掲】	民生委員児童委員が行う「ファミリーフェスタ」、社会福祉協議会と地区福祉委員会が行う子育てサロンを継続し、子育て中の親子と地域との交流を深めます。
2	図書館の活用推進 【新規】	学校図書館での調べものの学習を自発的に意欲的に行っていくために十分な蔵書を確保するため、町立図書館とさらなる連携を深めます。
3	地域に根ざした重層的な学習環境づくりの推進	住民一人ひとりにはもとより、地域の多様な主体が、地域の自然・文化・歴史・施設・人材など、地域資源を積極的に活用した学習環境づくりを重層的に展開します。
4	青少年育成団体への支援	小学校区を中心に組織され、子どもたちの健全な育成をめざして地域のつながりや子どもたちとの交流の場づくりなどに取り組む青少年育成協議会の活動の活性化を図ります。
5	地域での活動・交流支援	青少年対策の一環として、子ども会や青少年指導員会等と連携し、地域での活動・交流支援に取り組みます。
6	学校支援地域本部事業の推進 【再掲】	学校運営協議会と地域学校協働活動を連携し、更なる地域人材の力を子どもの教育活動に十分生かせるよう事業の充実を図ります。
7	開かれた学校づくりの推進 【再掲】	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の機能を充実させ、今まで以上に「地域とともにある学校づくり」を推進します。

施策目標2) ハードとソフトの両面による子育てのバリアフリー化の推進

No	取り組み	主な内容
1	道路のバリアフリー化の推進	ベビーカーや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して通行できる道路の整備については、交差点等における歩道段差の切り下げ、路肩の改修や老朽化した路面の舗装等を計画的に進めます。
2	公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設において、スロープや手すりの設置のほか、トイレ内のベビシートや授乳室の設置など、子育て家庭に配慮した施設の整備を図ります。
3	子育てにおける交通環境の向上	「豊能町地域公共交通基本構想」に基づいて計画的に事業を実施していくことで、構想に記載した地域内及び広域的な公共交通ネットワークを実現させ、子育てにおける交通環境の向上を図ります。
4	子育て中の家庭などに対する理解醸成の促進	広報紙やホームページなどの多様な媒体をはじめ、各種講座・研修会等を通して子育てにおけるアタッチメント(愛着)の重要性を伝えていきます。また各種団体の活動・行事等の多様な機会を通じて、子育て中の家庭への理解の促進と、助け合いの意識づくりに取り組みます。
5	言葉のバリアフリー化の推進 【新規】	母語が日本語でないすべての方々が、読書を楽しむことができ、子育てに必要な不可欠な絵本に触れ、親しむことができ、家庭においても読書ができる環境整備を図ります。

施策目標3) 地域での子どもの安全の確保

No	取り組み	主な内容
1	子どもの見守りの実施	スクールガードリーダーや地域の方々をはじめ、警察、PTAと連携し、小中学校の登下校時にパトロールを実施し、子どもの安全・安心を確保します。また、行政が実施している青色回転灯の搭載車両による集中パトロールや各種団体による見守り活動を継続します。
2	子どもの交通安全対策の推進	「豊能町通学路等交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全を確保します。保護者、学校、警察、道路管理者等が連携し、危険個所の改善を図ります。
3	安全・防犯などに関する情報発信の充実	子どもの安全や防犯など緊急を要する情報を配信するたんぽぽメールの充実を図ります。

施策目標4) 地域における子どもの遊び場・居場所の確保・拡充

No	取り組み	主な内容
1	多分野と連携した子どもの居場所づくりの推進	地域の多様な団体による活動と連携・協働し、幅広い世代が集える場づくりを進めます。また、既存施設の有効活用などを図り、安全・安心な子どもの遊び場やこども食堂など居場所の確保に取り組めます。
2	放課後子ども教室(わくわく教室)の充実	留守家庭児童育成室との連携を図り、一体的な運営を実施していきます。
3	学習の場の充実	学校だけでなく、社会教育施設等においても学習の場の確保を推進します。
4	体験活動の充実	地域の協働や参画を得て、学校教育活動外で子どもが自然にふれあう場や、図書館と連携した子ども講座などを実施します。
5	公園等の利活用	子どもが安心して公園を利用できるように、除草・植木剪定・遊具点検及び補修などを実施するとともに、自治会との連携・協働により公園等の美化を推進します。また、大学等と連携し、健康増進等をテーマとした共同研究を行い、既存公園の有効活用に向けた検討を進めます。

基本方向4 配慮を必要とする子どもと子育て家庭へのきめ細やかな支援

施策目標1) 児童虐待防止対策といじめ・体罰等への対策の充実

No	取り組み	主な内容
1	児童虐待防止等に向けた取り組みの充実	要保護児童対策地域協議会の周知を図りながら、虐待の早期発見・早期対応などに向けた各関係機関の連携を強化します。また、個別ケース検討会を中心に、実情に合わせた支援により虐待に迅速かつ的確に対応していきます。
2	児童虐待防止に向けた意識醸成と地域での見守りの推進	児童虐待防止推進月間のオレンジリボンキャンペーンなどを通じて、地域住民を対象に児童虐待防止に向けた周知啓発と意識づくりを進めます。また、要保護児童対策地域協議会において各関係機関との連携を図り見守りを強化するとともに、児童虐待未然防止のための取り組みを実施します。
3	いじめ・体罰等の防止における関係機関の連携	いじめ・体罰等に関する相談窓口を各校園所に設置するとともに、教職員への研修を実施し、未然防止に向けた取り組みを推進します。また、「豊能町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを受けた児童生徒の相談対応・ケアなど、総合的な対策に取り組みます。
4	子育て世帯訪問支援事業【新規】	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことに取り組みます。

施策目標2) ひとり親家庭への総合的な自立支援の推進

No	取り組み	主な内容
1	ひとり親家庭への手当・医療費の助成	ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るために、児童扶養手当の支給や医療費の助成を行います。
2	就園支援・就学援助等による支援	要保護及び準要保護世帯や長期間休園する幼児の保護者等を対象にした保育料減免などの支援や、豊能町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱等に基づく就学援助を行います。 また、保育所入所について、ひとり親家庭の乳幼児の優先的利用の調整を図ります。
3	ひとり親家庭の自立等に向けた相談支援の充実	母子自立支援員によるひとり親家庭などの相談をはじめ、生活や自立に向けて必要な相談支援の充実を図ります。また、関連する制度の周知や、関係課・関係機関との連携による情報提供を行います。

施策目標3) 障害児への支援の充実

No	取り組み	主な内容
1	療育・相談体制の充実	障害の早期発見や早期療育を専門職が連携して行うとともに、療育の基盤となる家庭への支援を行います。また、障害のある子どものライフステージに応じた一貫した支援体制の整備やサービス提供体制の確保に向け、近隣市町等と連携しながら、児童発達支援センターの設置に向けた取り組みを行います。 また、引き続き医療的ケア児を支援するための関係機関による協議を行います。 学校では、障害のある子ども一人ひとりに応じた適正な就学と自立促進に向けた相談支援を行います。
2	特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた支援を行うとともに、障害の有無に関わらず共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備に努めます。 また、学校全体で障害のある児童・生徒を支援できるよう、発達の課題や指導方法等を理解するための研修の充実を図ります。 さらに、学校卒業後の社会参加や自立促進の支援に向けて、進路の拡大や進路指導の充実に努めます。
3	障害児の理解と社会参加・交流の促進	学齢期から障害に対する正しい理解や認識を育てるため、学校における福祉教育の充実を図ります。また、障害のある人と地域の人との交流機会を積極的に設け、相互理解を促進します。
4	障害児に関わる人材の育成	ボランティア活動についての相談・紹介並びにボランティアグループへの支援・養成・育成を豊能町社会福祉協議会に委託し、点訳講習会、手話講習会、朗読講習会等により、人材の育成を図ります。

施策目標4) 子育て家庭に対する経済的支援等の充実

No	取り組み	主な内容
1	子どもに視点を置いた切れ目のない支援の実施	子どもがすこやかに成長し自立できるよう、大阪府と連携を図りつつ、子どもの生活状況に応じて切れ目なく子育て支援や学習支援などの取り組みを推進します。
2	子育て家庭への支援の実施	安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるよう、大阪府と連携を図りつつ、生活困窮者自立支援制度やひとり親家庭への支援などの取り組みを推進します。
3	奨学資金の貸与	経済的理由のため高等学校以上の修学が困難と認められる者に対して、奨学資金を貸与することにより、教育機会を確保します。
4	給食費の一部又は全部補助 【新規】	物価高騰による保護者負担を軽減しつつ、栄養価を担保した給食の提供を維持するため、中学校給食費(自校式及びデリバリー)の完全無償化の実施とともに、小学校給食費の補助内容の充実について検討します。
5	高等学校等通学費用の一部を補助 【新規】	将来を担う人材の育成に資することを目的に、町内に在住し高等学校等に通学する生徒に対し、通学費用の一部を補助することにより、修学における経済的負担の軽減を図ります。

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

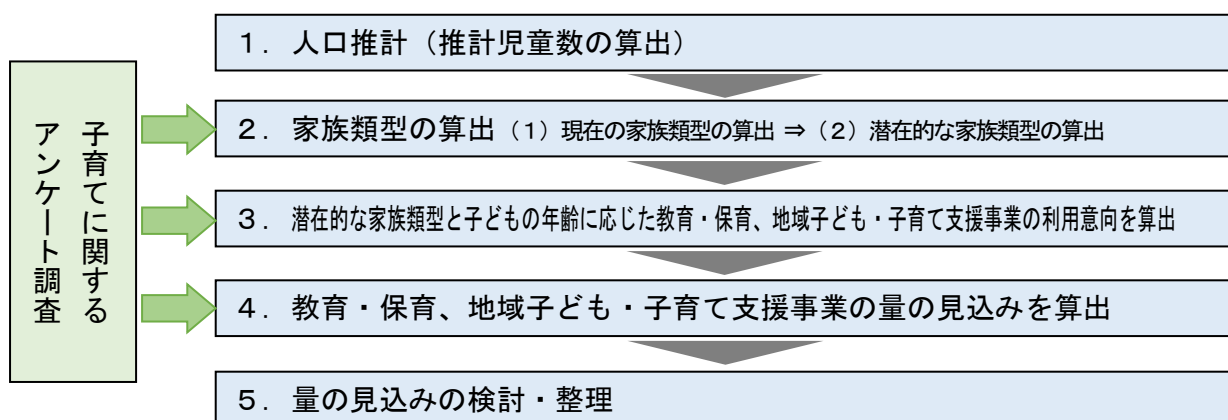
また、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となります。

本町では、今後の保育ニーズに柔軟に対応していくには、広域での調整が必要となることから、引き続き、教育・保育提供区域を1圏域(町全域)とします。

2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出等について

「子ども・子育て支援事業計画」においては、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、国が提示するワークシート・算出方法または町独自の算出方法により、アンケート調査結果を踏まえ、以下のステップで算出を進めました。



■教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

		認定区分	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	1号	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きだが幼稚園を利用する家庭＞	2号	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	2号	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	3号	0歳、1歳、2歳

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

事業一覧		
1	時間外保育事業	
2	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成室）	
3	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	
4	地域子育て支援拠点事業	
5	一時預かり事業	幼稚園在園児を対象とした一時預かり
		その他
6	病児病後児保育事業	
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
8	利用者支援事業	
9	妊婦健康診査	
10	乳児家庭全戸訪問事業	
11	養育支援訪問事業	
12	子育て世帯訪問支援事業	
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
14	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
15	児童育成支援拠点事業	
16	親子関係形成支援事業	
17	妊婦等包括相談支援事業	
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
19	産後ケア事業	

■認定区分について

子ども・子育て支援法においては、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとしており、その際の認定の区分は下記の通りです。

認定区分	内容
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号認定（教育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども （保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども）
2号認定（保育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども （保育を必要とする子ども）
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども （保育を必要とする子ども）

■家族類型について

子育て支援に関するアンケート調査結果（父母の有無、父母の就労状況、子どもの年齢など）から、以下の家族類型を算出します。そして、現在の家族類型から、母の就労意向を踏まえて、近い将来の潜在的な家族類型を算出します。

家族類型	父母の有無や就労状況
タイプA	ひとり親
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上＋月64時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月64時間未満＋月64時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上＋月64時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月64時間未満＋月64時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯）
タイプF	無業×無業

3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制等

1) 幼稚園、保育所、認定こども園

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児のすこやかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

(1) 幼稚園・認定こども園(1号認定・2号認定(教育))

【現状・実績】

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
3歳児(人)	32	25	25	29	18
4歳児(人)	39	34	25	27	32
5歳児(人)	44	41	37	26	30
合計(人)	115	100	87	82	80

(各年度3月1日現在)

【今後の方向性】

町内においては、ひかり幼稚園とふたば園(1号認定・2号認定(教育))の2箇所で、令和7年度以降の量の見込みに対応していきます。また、他市町村に所在する就学前施設の利用希望児童が、適切に施設を利用できるように調整と給付を行います。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人)	89	88	84	77	68
1号認定	89	88	84	77	68
2号認定(教育)	0	0	0	0	0
確保方策： 実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2
提供量(人)	120	120	120	120	120
過不足(人) (提供量－量の見込み)	31	32	36	43	52

(2)保育所・認定こども園(2号認定(保育)・3号認定)

【現状・実績】

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
0 歳児 (人)	11	14	15	11	11
1 歳児 (人)	20	18	22	19	20
2 歳児 (人)	34	22	29	26	25
3 歳児 (人)	27	36	24	30	32
4 歳児 (人)	29	32	39	28	33
5 歳児 (人)	35	30	34	40	27
合計 (人)	156	152	163	154	148

(各年度 3 月 1 日現在)

【今後の方向性】

町内においては、吉川保育所とふたば園(2号認定(保育)・3号認定)の2箇所、令和7年度以降の量の見込みに対応していきます。また、他市町村に所在する就学前施設の利用希望児童が、適切に施設を利用できるように調整と給付を行います。

【2 号認定】

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み (人)	92	91	87	80	71
確保方策： 実施箇所 (箇所)	2	2	2	2	2
提供量 (人)	94	94	94	94	94
過不足 (人)	2	3	7	14	23

【3 号認定】

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み (人)	51	43	42	39	37
0 歳	9	8	7	7	7
1 歳	17	14	14	13	12
2 歳	25	21	21	19	18
確保方策： 実施箇所 (箇所)	2	2	2	2	2
提供量 (人)	66	66	66	66	66
過不足 (人)	15	23	24	27	29

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等

1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。(基本方向1－施策目標1－取り組み No3)

【現状・実績】

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
利用者数(人)	57	57	55	53	65
実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2

(令和2～5年度の実績は年度末、令和6年度の実績は年度末の見込み)

【今後の方向性】

時間外保育事業は、保育所と認定こども園(2号認定(保育)・3号認定)の入所者を対象としたサービスであることから、町内においては、吉川保育所とふたば園(2号認定(保育)・3号認定)において、令和7年度以降の量の見込みに対応していきます。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人)	54	51	49	46	42
確保方策： 実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2
提供量(人)	54	51	49	46	42
過不足(人) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

2)放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成室)

【事業概要】

保護者が労働、疾病、介護等により放課後等の時間帯に自宅にいない留守家庭児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員の活動支援のもとで児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。(基本方向1－施策目標1－取り組み No5)

【現状・実績】

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
入室児童数(人)	80	105	92	104	115
1年生	19	41	24	38	41
2年生	20	17	34	22	31
3年生	16	18	16	27	19
4年生	16	13	9	11	19
5年生	6	12	3	5	4
6年生	3	4	6	1	1
育成室数(箇所)	3	3	3	3	4

(令和2年度は3月1日現在、令和3～6年度の実績は、各年度5月1日現在)

【今後の方向性】

放課後子ども教室(わくわく教室)との一体的な運営を実施し、令和7年度以降の量の見込みに対応していきます。また、令和8年4月の義務教育学校の開校に合わせて西地区の3育成室を統合します。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人)	120	122	116	116	119
1年生	36	43	37	40	42
2年生	30	27	32	27	30
3年生	23	22	19	23	20
4年生	17	16	16	14	16
5年生	10	9	8	8	7
6年生	4	5	4	4	4
確保方策： 実施箇所(箇所)	4	2	2	2	2
提供量(人)	170	170	170	170	170
過不足(人) (提供量－量の見込み)	50	48	54	54	51

3)子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)があります。(基本方向1－施策目標1－取り組み No4)

【現状・実績】

現状では、事業の実施及び実績はありません。

【今後の方向性】

養育困難な在家庭の児童の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することになりますが、引き続き近隣施設との連携を図りながら提供体制を確保し、令和7年度以降の量の見込みに対応していきます。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人日)	12	12	12	12	12
確保方策： 実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1
提供量(人日)	12	12	12	12	12
過不足(人日) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

4)地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。(基本方向1－施策目標2－取り組み No1)

【現状・実績】

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
延利用者数(人回)	97	912	1,046	2,532	3,000
実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1

(令和 2～5 年度の実績は年度末、令和 6 年度は年度末の見込み)

※ふたば園子育て支援いちごルームの延利用者数も含む。

【今後の方向性】

地域子育て支援拠点である子育て支援センター「すきっぷ」(西地区)と、ふたば園子育て支援いちごルーム(東地区)が連携し、令和7年度以降の量の見込みに対応していきます。

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み(人回)	2,803	2,453	2,453	2,365	2,255
確保方策： 実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1
提供量(人回)	2,803	2,453	2,453	2,365	2,255
過不足(人回) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

5)一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の終了後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。また、保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、子育て支援拠点等で一時的に預かる事業です。(基本方向1－施策目標1－取り組み No2)

(1)幼稚園・認定こども園(1号認定・2号認定(教育))における在園児を対象とした一時預かり (預かり保育)

【現状・実績】

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
年間延利用者数 (人日)	4,253	2,648	3,383	3,378	3,311
実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2

(令和2～5年度の実績は年度末、令和6年度は年度末の見込み。)

【今後の方向性】

町内では、ひかり幼稚園とふたば園(1号認定・2号認定(教育))の2箇所で、令和7年度以降の量の見込みに対応していきます。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人日)	3,321	3,270	3,117	2,878	2,538
確保方策： 実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2
提供量(人日)	3,321	3,270	3,117	2,878	2,538
過不足(人日) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

(2)預かり保育以外の一時預かり

【現状・実績】

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
年間延べ利用者数 (人日)	64	38	78	125	160
実施箇所 (箇所)	2	2	2	2	2

(令和 2～5 年度の実績は年度末、令和 6 年度は年度末の見込み。)

【今後の方向性】

子育て支援センター「すきっぷ」とふたば園の2箇所で、令和7年度以降の量の見込みに対応していきます。

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み (人日)	159	150	145	136	124
確保方策： 実施箇所 (箇所)	2	2	2	2	2
提供量 (人日)	159	150	145	136	124
過不足 (人日) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

6)病児病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童について、保護者の就労等の理由により保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。(基本方向1－施策目標1－取り組み No4)

【現状・実績】

現状では、町内施設では未実施となっています。ただし、体調不良児対応型保育を吉川保育所とふたば園(2号認定(保育)・3号認定)の2箇所で開催しています。

【今後の方向性】

子育てに関するアンケート調査結果によると、本事業への要望は増加することが見込まれるものの、これまで事業実施に至っていません。今後は、病児病後児保育の実施について医療機関や近隣施設との連携を含めて検討することにより提供体制を確保し、令和7年度以降の量の見込みに対応していきます。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人日)	100	100	100	100	100
確保方策： 実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1
提供量(人日)	100	100	100	100	100
過不足(人日) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

7)ファミリー・サポート・センター事業(就学児童のみ)

【事業概要】

児童の一時的な預かりや外出支援について、援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学生までの子どもを持つ保護者です。

(基本方向1－施策目標1－取り組み No6)

【現状・実績】

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
小学生利用者数 (人日)	2	5	5	0	0

(令和2～5年度の実績は年度末、令和6年度は年度末の見込み。)

【今後の方向性】

小学生のファミリー・サポート・センター事業の利用実績は非常に少ない状態にありますが、事業の周知啓発や各種研修を通じて、登録会員の維持・拡大を図り、令和7年度以降の量の見込みに対応していきます。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人回)	4	4	4	4	4
提供量(人回)	4	4	4	4	4
過不足(人回) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

8)利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者、または妊娠している方に対して、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。(基本方向1－施策目標2－取り組み No1、No2)

【現状・実績】

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

(令和2～5年度の実績は年度末、令和6年度は年度末の見込み。)

【今後の方向性】

子育て支援センター「すきっぷ」(基本型)と保健福祉センター(母子保健型又はこども家庭センター型)の2箇所で連携して子育て包括支援センターを設置・運営することで、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制を強化します。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
確保方策： 実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型 (こども家庭センター型)	1	1	1	1	1

9)妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。(基本方向2－施策目標2－①－取り組み No1)

【現状・実績】

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
受診者数 (人)	76	80	55	60	31
延健診回数 (人回)	557	575	338	454	153

(令和 2～5 年度の実績は年度末、令和 6 年度は年度末の見込み。)

【今後の方向性】

今後も引き続き、妊婦健康診査受診票・助成券を配布し、妊婦健康診査費用の一部(14回分)を助成していきます。

		令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の 見込み	受診者数 (人)	28	28	28	28	28
	延健診回数 (人回)	392	392	392	392	392
確保方策：実施体制		大阪府内医療機関及び町委託医療機関において妊娠期間中に血液検査や超音波検査等を実施します				
提供量	受診者数 (人)	28	28	28	28	28
	延健診回数 (人回)	392	392	392	392	392
過不足	受診者数 (人)	0	0	0	0	0
	延健診回数 (人回)	0	0	0	0	0

10)乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。(基本方向2－施策目標2－②－取り組み No4)

【現状・実績】

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
訪問数(人)	46	67	46	39	40

(令和2～5年度の実績は年度末、令和6年度は年度末の見込み。)

【今後の方向性】

引き続き全戸訪問し、切れ目のない子育て支援に努めていきます。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人)	37	35	34	33	31
確保方策：実施体制	必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めていきます。				
提供量(人)	37	35	34	33	31
過不足(人) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

11)養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とします。(基本方向 2－施策目標 2－②－No7)

【現状・実績】

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
訪問数 (人)	2	1	2	0

【今後の方向性】

職員の相談・助言技術のさらなるスキルアップを図り、適切な養育支援に繋がるよう事業を継続します。

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み (人)	2	2	2	2	2
提供量 (人)	2	2	2	2	2
過不足 (人) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

12)子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とします。（基本方向 1－施策目標 2－No6）

【今後の方向性】

関係機関と連携を図り、虐待リスク等の高まりが想定される家庭に対して適切な支援が実施できるよう体制整備に努めます。

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み (延べ人日)	50	50	50	50	50
確保方策 (延べ人日)	50	50	50	50	50

13)実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【現状・実績】

現状で町内施設は公立施設のみのため未実施となっています。町外施設を利用する子どもについては、必要に応じて助成を実施しています。

【今後の方向性】

子ども・子育て支援交付金を活用し、保護者の世帯所得の状況等に応じて、給食費(副食費)や教材費・行事費等の助成を実施します。

14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【現状・実績】

現状で町内施設では未実施となっています。

【今後の方向性】

本町の保育ニーズ量や提供量等を踏まえ、今後の事業の実施について検討します。

15)児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とします。

【今後の方向性】

現状では、対象者が少数のため実施していませんが、今後のニーズ量により事業の実施について、検討します。

16)親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とします。

【今後の方向性】

現状では、対象者が少数のため実施していませんが、今後のニーズ量により事業の実施について、検討します。

17)妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、そのおかれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行うことを目的とします。(基本方向 2－施策目標 2－①－No6)

【今後の方向性】

妊婦等に対する相談支援が適切に実施できるよう実施体制を確保します。

		令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み	妊娠届出数 (件)	50	47	45	44	41
	面談回数(回)	3	3	3	3	3
	面談実施 合計回数(回)	150	141	135	132	123
確保方策	妊婦等包括相 談支援事業 (回)	150	141	135	132	123

18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を実施します。(基本方向1－施策目標1－No7)

【今後の方向性】

令和8年の事業開始に合わせて施設整備を進めるとともに、利用者のニーズを踏まえた運営形態について検討します。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み (延べ人日)	0歳児		2	2	2	2
	1歳児		2	2	2	2
	2歳児		2	2	2	2
	計		6	6	6	6
確保方策 (延べ人日)	0歳児		2	2	2	2
	1歳児		2	2	2	2
	2歳児		2	2	2	2
	計		6	6	6	6

19)産後ケア事業

【事業概要】

産後退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。また、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全に子育てができる環境を整えます。
(基本方向 2－施策目標 2－①－No7)

【今後の方向性】

関係機関と連携を図り、虐待リスク等の高まりが想定される家庭に対して適切な支援が実施できるよう体制整備に努めます。

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み (延べ人日)	29	27	27	26	24
確保方策 (延べ人日)	29	27	27	26	24

5. 教育・保育の一体的提供の推進に関する体制の確保

本町では、認定こども園ふたば園において、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを引き続き総合的に提供しています。

また、幼稚園、保育所、こども園と小学校の相互交流、相互理解に関する取り組みとともに、0歳から15歳まで見通した保幼小中一貫教育のカリキュラムを作成し、保幼小中一貫教育に取り組むことで、教育・保育の一体的な推進をめざします。

6. 公私連携幼保連携型認定こども園の設置

西地区において、ひかり幼稚園と吉川保育所の統合と民営化を実施するにあたり、公私連携幼保連携型認定こども園の設置に向けた取り組みを進めます。運営法人と町行政で交わす協定書には、町がこれまで取り組んできた保幼小中一貫教育として15年間の「学び」と「育ち」をつなぐ教育を継続することも定めます。

また、保護者の意見を反映できる体制を確保するため、保護者、運営法人及び町行政で構成する三者協議会を設置して協議をしながら進めていきます。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給の確保及び円滑な実施に努めます。

第6章 計画の進行管理

1. 施策の推進・進捗管理体制等の充実

本計画を全庁的な取り組みとして、総合的かつ計画的に推進していくためにも、子ども・子育て支援に関わる関係各課を中心に、庁内の横断的な連携を強化します。

また、計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「豊能町子ども・子育て審議会」での意見を踏まえ、施策の実施状況について点検、評価し、子ども・子育てニーズに合った諸施策を実施するものとします。

なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに量の見込み(ニーズ量)と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を踏まえ、翌年度以降の事業展開に活かしていくものとします。

2. 住民や地域、関係機関・団体等との連携

子ども・子育て支援を推進していくためには、行政のみならず、住民、地域、関係機関・団体等が、本計画の基本理念や基本方向などを共有し、連携しながら主体的に子ども・子育て支援に取り組んでいくことが重要となります。

そのためにも、本計画の周知・啓発とともに、子ども・子育て支援に関する多様な情報の発信・共有しつつ、本計画の推進に向けて、住民、地域、関係機関・団体等との連携・協働を図ります。

3. 国・府等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や府、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

資料編

1. 豊能町子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 12 月 17 日条例第 26 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項に規定する合議制の機関として、
豊能町子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、医療関係者、社会福祉関係者、教育関係者、保育関係者、事業者、子育て支援に関する活動を行う者及び子どもの保護者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月 29 日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 豊能町子ども・子育て審議会規則

平成 25 年 12 月 27 日規則第 26 号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊能町子ども・子育て審議会条例(平成25年条例第26号)第6条の規定に基づき、豊能町子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 医療関係者 1人以内
- (3) 社会福祉関係者 2人以内
- (4) 教育関係者及び保育関係者 2人以内
- (5) 事業者 1人以内
- (6) 子育て支援に関する活動を行う者及び子どもの保護者 3人以内

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、教育委員会事務局こども未来部こども育成課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月9日規則第 10 号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月 27 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

3. 豊能町子ども・子育て審議会審議経過

会議等	開催日	審議内容等
令和５年度 第１回豊能町 子ども・子育て審議会	令和５年 12月13日	・第２期子ども・子育て支援事業計画の進捗管理 ・第３期子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュール ・子育て支援に関するアンケート調査
子育てに関する アンケート調査の実施	令和６年 4月4日 ～4月26日	豊能町在住の０～６歳までの（就学前児童）の保護者、令和６年４月～令和７年３月に出産予定の妊婦及び豊能町在住の６～１２歳まで（小学生）の保護者を対象に実施
令和６年度 第１回豊能町 子ども・子育て審議会	令和６年 7月9日	・子育て支援に関するアンケート調査結果報告 ・第３期子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての「量の見込み（国基準）」算出結果
令和６年度 第２回豊能町 子ども・子育て審議会	令和６年 10月3日	・第３期子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての「量の見込み（町独自）」算出結果 ・第３期子ども・子育て支援事業計画素案検討
令和６年度 第３回豊能町 子ども・子育て審議会	令和６年 12月11日	・第２期子ども・子育て支援事業計画の進捗管理 ・第３期子ども・子育て支援事業計画案検討
パブリックコメントの実施	令和６年 12月25日 ～令和７年 1月24日	意見０件
令和６年度 第４回豊能町 子ども・子育て審議会	令和７年 3月14日	・パブリックコメントの結果集約 ・第３期子ども・子育て支援事業計画（案）の答申

4. 豊能町子ども・子育て審議会委員名簿

区分	委員名	備考
学識経験者 (規則第2条第1号)	鈴木 正敏	会長
学識経験者 (規則第2条第1号)	新倉 英俊	
医療関係者 (規則第2条第2号)	平賀 通	
社会福祉関係者 (規則第2条第3号)	木田 正裕	
教育関係者及び保育関係者 (規則第2条第4号)	加茂 直美	副会長
教育関係者及び保育関係者 (規則第2条第4号)	大家 雅代	令和5年1月27日～ 令和6年3月31日
	鳴海 明美	令和6年4月1日～ 令和7年1月26日
事業者 (規則第2条第5号)	門 節子	
子育て支援に関する活動を行う者及 び子どもの保護者 (規則第2条第6号)	大橋 千晴	令和5年6月1日～ 令和6年3月31日
	仲元 由起子	令和6年4月1日～
子育て支援に関する活動を行う者及 び子どもの保護者 (規則第2条第6号)	北谷 真理	令和5年6月1日～ 令和6年3月31日
	西尾 倫子	令和6年4月1日～
子育て支援に関する活動を行う者及 び子どもの保護者 (規則第2条第6号)	関 宗樹	

第3期 豊能町子ども・子育て支援事業計画
とよのすくすくプラン

令和7年3月

発行・編集 豊能町
〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野 414 番地の1
